

商業的農業展開の諸條件

——青森リンゴ生産における事例的研究——

磯 辺 俊 彦

一、予備的考察

さしあたり、商業的農業の展開にたいが農業の資本主義化という一つの過程のなかでもつ基本的な諸規定や諸局面（傾向）にはふれない。ただ、レーニンがたえず指摘し強調した二つの点、「(1)資本主義のもとでの生産力の増大。資本主義は初めてあらゆるものにたいする豊かな物質的可能性を与える。(2)労働の社会化⁽¹⁾」というこの二点とそれが正確にかみあつて進行することだけは、ありうべき展開の基本的な方向として確認しておきたい。ここでは主題の分析の視点を定めておこうと思う。

再生産論の視点からするならば、商業的農業の成長は——農業がいかに共同体的に粉飾されており、「今日にいたるも、たんに地主的土地所有のみならず、農民的土地所有の著しい部分もまた中世的である」⁽²⁾としても、なおかつそのような諸形態を通じて——市場領域が内包的にも外延的にも拡大していく国内市場の形成過程（深さと広さにおける資本主義の発達）にほかならず、それは農業をもふくめて「社会的総資本の、それ自体の本格的な意味での再生産軌道への定置⁽³⁾」を促進する過程であるとするこゝでできよう。農業におけるこのような志向は一つの絶対的観点である。

けれども同一の過程はまた資本の立場にたつならば——M・ドップも指摘しているように——工業に有利な農業の搾取として、資本を有利化する投資領域の拡大として映ずるであろう。⁽⁴⁾「アメリカにあつては『辺境の拡大』(expanding frontier)は投資と市場との豊富な可能性をもたらし、また人口の巨大な自然増と相並んで移民による労働予備を増大せしめた……」⁽⁵⁾しかし他の諸国とくに「ドイツでは産業資本と東プロシアの大土地所有との間の利害の闘争は、君主政治下における前者の發達をおくらせ、資本家階級と一九一八年以前のドイツ發展の特殊性であつたプロシア貴族階級との間の妥協を促進する、重要な要因であつたのである」⁽⁶⁾資本の農業把握ないしは農業における資本關係の形成という問題の側面からすれば諸種の阻止要因の存在、とくに基本的には封建的生産關係と封建的土地所有の變革のありかた如何がこの過程を變異させるものとして把えらるべきであろう。

それゆゑ当面する問題——展開ないしは進歩の諸条件の具體的な摘出——にとつてはこの二つの視点をたんに問題の(經濟的と政治的との)二側面として分離して理解するだけでは十分ではない。また封建的土地所有——あるいは資本主義化の一定段階におけるその対応的存在形態——が農業の資本主義化をただ抑圧し阻害するということの強調だけをもつてしても十分ではないであらう。そのような(中世からの「伝統的な附加物のすべて」を脱却していない)土地所有がいかに商業的農業の展開とからみあいながら現われるか、あるいはこの農業における生産力の展開にたいして具體的にどのように機能し制約しているかが論及さるべきであらう。このいみではそれぞれの場面における生産力担当者の性格規定如何とすることもできる。

本稿はこのような観点からする主題への接近であつて、果樹生産——青森県におけるリンゴ生産——をその事例的対象として分析をすすめる。果樹生産といえ、わが国でもかなり「進歩的な農業部門」としてすでに幾多の諸著

第1表 小作面積率の比較

地 目 別	調査年度	小作地	
		小作地	総耕地
青森県 { 田 畑 リンゴ園	昭和10年	55.3%	
	〃	36.7	
	〃	28.2	
み かん 園	昭和4年	24.0	

田畑は『県農地改革史』附録 p.19 より算定。畑にはりんご園を含む。リンゴは『苹果園小作事情』pp.99~100 による（ただし、これはアンケートの回答集計であり、回収率は約5割とされている）。みかんは木下氏の推計で、主産地七府県の合計である（木下『日本農業構造論』p.199）。

生産に比して量的にきわめて少い⁽⁸⁾。それは
(1) いわゆる地主・小作関係が普通田畑
等⁽⁷⁾の農業部門に比して特徴的な諸側面をも
つている。二つの点をあげよう。
業の性格はわが国の零細農業制のもとでは
特異的存在であるとさえされてきた。たし
かにわが国においても果樹生産は他の穀作

第2表 自小作別農家比率

経営形態別	調査年度	自作	自小作	小作	計
青森県 { 全農家 リンゴ作農家	昭和10年	28.8%	36.0%	35.2%	100.0%
	〃	70.8	—	29.2	100.0
みかん作農家	昭和7年	61.7	9.5	28.8	100.0

青森県の全農家は『県農地改革史』附録 p.17 より算定。リンゴ作農家は『小作事情』pp.99~100 による。みかんは産業組合中央会『柑橘販売組合経営事例』（昭和9年）による、静岡県庵原郡富士川町の事例。それぞれの自小作区分の規定は明確でなく、とくにリンゴでは「自小作」の項なく、したがって、他との比較では「自作」・「小作」ともにその値よりも低く見積らねばならぬ。6割、2割、2割の見当としてよいだろう。

第3表 部門別農業所得の地位（昭和26年度）

指 標	全府県	東 北	津 水	軽 稲	津 軽 リンゴ	愛 媛 柑 橘
調 査 戸 数 (戸)	5,482	754	6	11	31	
農 家 総 所 得 (千円)	262.3	308.7	429.6	350.1	263.2	
農 業 所 得 (千円)	179.7	227.9	331.9	316.5	201.8	
世帯員一人当農家総所得 (千円)	40.6	41.1	47.3	48.9	42.4	
耕地反当農業所得 (千円)	17.6	14.8	18.2	19.1	21.4	
農 業 依 存 度 (%)	68.5	73.8	77.2	90.0	76.7	

統計調査部『農家経済調査』および青森、愛媛統計調査事務所の資料による。
農業依存度とは、農家総所得にたいする農業所得の比率である。

第1表の小作地率にみるように田において五五・三%、畑（果樹園を含む）において三六・七%であるに比してリンゴ園では二八・二%、またみかん園では木下教授の推計によれば二四%にすぎない点、さらに第2表のごとく、自作農比率において全農家では二八・八%にすぎぬものが、リンゴ作農家では六〇%を超えると推定され、小作農比率ではこの関係が逆転している点によつて示される。けれども、われわれはこれらの点から直ちに果樹生産にたいして自作農＝農民的生産＝小資本家的とする一途の規定をもつてのぞむことはできない。詳細は後にみることにして、ここでは果樹生産におけるかような自作農の性格にこそ問題があることを指摘しておこう。

(2) 他の穀作等に比しての著しい集約性。第3表は『農家経済調査』の個表を組直して果樹生産の地位を覗わんとしたものである。標本数の少ないうらみをのこしているが傾向は察し得られよう。農業依存度、つまり農業専業率は果樹生産においてもつとも高く、しかも津軽リンゴ区は一人当農家所得では最高を、反当農業所得では愛媛柑橘区に次いで第二位を示している。これをのちの第4表にみられる集約性（いわば有機的構成の高さ）とあわせて考えるならば、果樹生産における所得水準の高さ、農業専業への志向の強さをくみとることができよう。⁽⁹⁾

(3) 右の(1)(2)の点的自然的基礎をなすのは「果樹生産の固定性」であると考えられる。この部門では「果樹」が基本的な労働対象としての生産手段である。「果樹」は工場生産における「機械」に擬制されうるような固定資本としての諸性質をもちながらも、それは自然的条件に制約されて育成され成長する。「これらの農業上の固定資本はそれ自身有機的物質であり、年々の費用の集積によつて一定の年月を経過して初めてその生産力を発揮することが出来、一定の年月を経過するまではその生産力を維持している」⁽¹⁰⁾。かかる「固定性」が生産に与える諸効果をいささか理論的に考察しつつ、そのうえで——以下の叙述の予備的考察として——さきの(1)(2)の点をふりかえつてみたい。

第4表 作物別の生産費構成（昭和26年産）

指 標	小 麥	米	白 菜	愛 媛	青 森
調 査 戸 数	454戸	2,998戸	24戸	12戸	30戸
勞 働 費 率	45.0%	42.8%	36.9%	37.3%	27.4%
雇 賃 費 率	3.1	4.7	4.2	5.3	9.1
農 具 費 率	4.0	4.6	1.9	4.0	10.6
肥 料 費 率	23.6	17.2	39.5	26.1	11.8
反 当 生 産 費	8.9千円	11.8千円	17.5千円	29.8千円	26.5千円

統計調査部『生産費調査』による。みかん・リンゴは夫々の県の統計調査事務所の資料。反当生産費は、資本利子・地代・租税公課込で副産物価額差引の生産費。各比率はこの生産費にたいする各費目の比率を示す。

第一に果樹生産はその「固定性」のゆえに独占的性格を示す。生産物（果実）価格の騰貴傾向がみられるばいにも、かかる育成期間の必要は即応的な生産増加を許さない。新規の生産者（または樹）が販売者（または商品）として市場に立ち現われるには時間的なおくれ（time-lag）を不可避とし、好況期にあつては、このことは既存の生産者を有利化する事情となる。しかもその供給上の独占的地位によつて生ずる超過利潤の大きさは、新規生産者を生産にかりたてる利潤誘因として作用するであらう。けれどもその反面においては、かかる誘因が大であるほど果樹生産の固定性（独占性）はまた過剰生産への傾向をつねに内包せざるを得ない。云いかえれば、ごく短期的な価格変動にたいしてはストック操作などの市場操作によつてこれを吸収できるとしても、それ以上の趨勢的なあるいは構造的な変動にたいしては生産の自己調節が——私的生産のもとでは——きわめて困難となる。つまり介入の困難が離脱の困難となるのである。⁽¹¹⁾

第二に果樹生産はその「固定性」のゆえに生産に必要な平均的・標準的な資本定量は高からざるを得ない。第4表にみられるように、反当費用額は他の農業部門に比して圧倒的に多く、また労働時間においてもそうである（のちの第18表）が、しかもなお労働費率——いわば資本の有機構成を示すもの

としての——は著しく低い。このことは果樹生産が他の普通田畑作に比してすぐれて集約的な耕作の上に立っていることを意味している。「耕作上の特定高度、およびこれに照応する土地疲弊のもとでは、資本——ここでは同時に、すでに生産物たる生産手段という意味での資本——が土地耕作上の決定的な要素となる」⁽¹²⁾。したがって生産発展の一段階ではその生産にとつての所要の標準的・平均的な資本定量が各生産者に不可欠の条件として強要されることとなる。」「超過利潤の形成が経営資本の高によつて規定されるかぎりでは、経営資本の特定の大きいさのもとの地代の高がその国の平均地代に加算されるのであり、したがって新たな借地農業者は同じ集約的な仕方でも耕作をつづけるために充分な資本を自由に行っているものと看なされるのである」⁽¹³⁾。つまりこの資本定量は他の農業部門よりも相対的に高く現われる。しかしながら現実には、この部門においても生産に従事する大多数の農民の資本は——その生産にたいしては、すでに生産性の客観的な諸条件を奪われた、多大の労働を投下するとしても——決定的な不足によつて特徴づけられ、またたとえ農機具・施設などを所有するとしてもアイドル・コストを生ぜざるを得ないような零細耕地にそれを充用しているとするならば、さきの資本定量じたいが実質的に引下げられざるを得ないのであつて、これを超えるものは一種の超過利潤を取得することが可能となる。これは農民の間における資本（および信用能力）配分の差等の結果であるとみられよう。それゆえかかる事情が再生産される環境は、果樹生産が集約化されるほどその一部の農民層の富裕化を促進する重要な槓杆たりうると考えられるのである。

果樹生産の固定性がいみする右の二点、つまり第一にその独占的性格と第二に高い資本定量の必要性とは次の帰結をもつとみてよいであろう。すなわち、一方では地主の寄生化を排除しつつ——地主的であれ、農民的であれ、かれらの富農化を促し——⁽¹⁴⁾ 他方では零細経営をたえず兼業化へ追いやるものだ、と。なぜならば、超過利潤のたえざ

る動搖性・不安定性はたえず地代の固定性と衝突し矛盾せざるを得ないであらうし、⁽¹⁵⁾土地所有にたいしての資本の優位性は、超過利潤の地代化を「一面ではより狭い限界内に、他面ではより動搖的な限界内に閉じこめる」⁽¹⁶⁾であらうから。他方ではまた、とくに好況期に存在する利潤誘因が零細経営をも生産に吸着する反面において、これらの資本不足はかれらをカウッキーのいう「飢餓の技術」(Hungerkunst)に追いやり、それは兼業への必然的な志向をもつてあろう。ただし「生産期間と労働期間との不一致——後者は前者の一部をなすにすぎない——は農業と農村的副業との結合の自然的基礎をなす」⁽¹⁷⁾からであり、この不一致が大であればあるほど兼業化は促進されると考えられるからである。右はいいかえれば、農業の資本主義化の法則としての農民層の分解が果樹生産部門においては顕著に進行している、ということに他ならない。

さて、これだけのことをあらかじめ整理しておいて以下の具体的な分析に入るわけであるが、行論は次の順序にしたがう。

まず第一にリンゴ生産開始に先行する諸過程を前提条件の形成として、第二に土地取得の諸条件をリンゴ生産の形成過程として、第三に労働力需給の諸条件(＝労働関係)をリンゴ生産展開の基礎条件として考察し、最後にそれらの連関を要約して一応の帰結を与えよう。したがって本稿では「商業的農業展開の諸条件」について、その生産過程における基礎的な諸側面をみようとするものであることを断つておかねばならない。

調査は青森県中津軽郡千年村^{ちとせのむら}一野渡部落^{ののわた}について実施した。

調査は昭和二十六年七月と二十八年九月との二回にわたって行つた。前者は桐野昭二、森山広一の両君との共同調査になるものであり、部落総戸数(非農業を含む)一三二戸の悉皆調査と、経営地序列に従つて与えた農家番号に基き、 $\frac{1}{4}$ の抽出率で行つた二

二戸の抽出調査とよりなる。また後者は、とくに本稿の労働関係の分析のために筆者が行った補充調査であつて、一二五戸（欠調約一〇戸）の悉皆調査である。本稿の各表のうち、とくに出処を記入しなかつたものは、右の二回の調査結果であり、またそのなかで年次の記入のないものは後の二八年の調査によるものである。

註(1) A. Rochester, *Lenin on the Agrarian Question*, 1942, p. 21. ローニン『ロシアにおける資本主義の発展』大山・西訳

(岩波文庫版) 下巻第八章六。

(2) ローニン『一九世紀末のロシアにおける農業問題』一九〇八年、大山岩雄訳(ローニン『農業問題体系』第二巻所収)七五頁。

(3) 山田盛太郎『日本資本主義分析』昭和九年、一一頁。

(4) M. Dobb, *Studies in the Development of Capitalism*, 1945, p. 194.

(5) Ibid., p. 313; M. Dobb, *Some Aspects of Economic Development: Three lectures*, Delhi, 1951, pp. 28~9. かかる資本の政策をドブンは“Internal colonial policy”あるいは“Internal colonialism”と称してゐる。

(6) M. Dobb, “Studies,” p. 194. かかる邊境のもつ意味についてはすでにローニンの明快な指摘があるが(前掲『一九世紀末』六三四~五頁)、“本稿でみる共有地も農民経済との関連においては類似の役割・機能を果たしてゐてゐよう。なおまた、J・ロビンソンも『邊境の擴大とその閉鎖』とが一九世紀と二〇世紀の資本主義の間の特徴的な差異を見出す手がかりとして”“もつとも重要だと指摘してゐる。むしろ立論の過程・趣旨は異なるが(J. Robinson, *The Role of Interest, and other Essays*, 1951, pp. 111~8)。”

(7) 近藤康男『農産物生産費の研究』昭和六年、第二章。木下彰『進歩的農業部門の構造』(『日本農業構造論』昭和二四年所収)および場徳造『我國蜜柑の経済研究』(農業総合研究所「研究叢書」第二二号、昭和二六年)第二、四章。これらはいずれも「みかん」についての指摘であるが問題としては同断である。さらに直接にリンゴ生産を対象とした調査研究は少いが、さしあたつて積雪地方農村経済調査所「リンゴ地帯の農業経済調査」、平野・滝川『青森リンゴの生産構造』(政良局資料)、須永重光「東北地方の商業的農業に関する研究」(『東北大学農学研究所発報』第四卷二~四号、昭和二八年)をあげることが出来る。

(8) ローチエスターが指摘しているように、アメリカにおいても(一九三〇年代)果樹農場における小作農率は家禽農場、自給農場とともに著しく低く(A. Rochester, *Why Farmers are Poor*, 1940)。

(9) 詳細は拙稿「リンゴ生産費と農業経済」(青森県農業総合研究所「青森リンゴの経済的研究」昭和二八年所収)を参照された。

(10) 近藤康男『農業経済論』昭和十二年、五二頁。

(11) 「超過利潤は資本の競争がむしろ阻害されているところに生ずる」という宇野弘蔵の指摘に注意せよ(宇野弘蔵『経済原論』昭和二年、下巻一〇七頁)。またこの項の考察にあたつては、R・トリフィン、J・ロビンソンらによる不完全競争あるいは獨占的競争の理論——それは杉本『近代経済学史』あるいはM・ドップ『政治経済学と資本主義』に指摘されるように、主として空間的把握であり、競争にたいする障害が時間的変化(『構造的変化』)と殆んど無關係に設定されるものではあるが——において、とくにそのマージナル準地代(quasi-rent)の敷衍において、示唆されるところが大きかつたが、これらの諸書は検討に値する幾多の問題点を含んでゐる(R. Triffin, *Monopolistic Competition and General Equilibrium Theory*, 1940; J. Robinson, *The Economics of Imperfect Competition*, 1933; 及びまた E. H. Chamberlin, *The Theory of Monopolistic Competition*, 1933)。

(12) 『資本論』長谷部訳日本評論社版、第一分冊、一二五頁。

(13) 同書一二三頁。

(14) 「小作土地の管理に就いて若干の条件を附するは普通田畑の小作に於いても同様であるが、苹果園にあつては、これと同時に樹勢の发育及び維持に就いても相当嚴重な条件を附するのが一般である。これは苹果園小作の一つの特色とも見るべく……」とくに施肥・病虫害防除について「拙者の指図に従ふ」なる条件を附与している(青森県経済部「青森県苹果園小作事情」昭和十一年、一三七頁)。かように、リンゴ園小作にあつては、地主の半生産者の性格が顯著なのである。また、リンゴ園小作料の金納化も大正一〇年(農商務省「本邦小作慣行調査」による)にすでに青森県では総小作リンゴ園反別の四五%に及んでいる。これにたいして普通田畑では「割合ヲ示ス程度ニ達」していない。かかるリンゴ園小作料の金納化過程を右の「小作慣行調査」はこのべてゐる。「果樹園ハ近年勃興シタルモノニシテ大レ以前ハ普通畑ニシテ其小作料ハ大豆ヲ以テ普通畑同様ノ数畝ニテ契約セラレ来レリ然ルニ苹果園ハ普通畑ニ比シテ利益多ク漸次果樹園ノ增收スルニ從ヒ小作料モ

増徴スルニ至レリ然ルニ樹木ノ成長ト共ニ下作タル大豆ノ收穫減シ到底間作大豆ニテ其小作料ニ充當スル能ハサルニ至レルト異樹栽培家カ不斷金銭ノ出入ニ便ナル為メ金納トセラレルニ至レリ」と。

(15) 稻正夫「地代発生原因の發展」(大阪商科大学『経済学雑誌』二六卷五一六号)

(16) 『資本論』第一分冊、一二二―三頁。

(17) 『同書』第六分冊、一六五頁。

二、「農民的経営」* 成立の背景

あり得べき誤解を考慮するならば、この「農民的経営」とは「蒙農経営」にたいしての生産類型の差異を示す意味においてである。

青森リンゴ生産は明治期に入つてから当時の殖産興業政策の一環として導入され、いわゆるリンゴ生産における「蒙農経営」の成立をみた⁽¹⁸⁾。しかしそれが一定の地域的拡張に達すると、「経営」の本来の粗放性の故に病虫害の激甚な打撃をうけて相当面積が廃園化するに至り⁽¹⁹⁾、この時期がほぼ明治四〇〜大正初年に互つてゐる。この間にかかる「経営」の多くはリンゴの直接生産から手を引き、リンゴ園を売却、逃げ、水田の寄生地主化ないしはリンゴ商などに脱農業化していく⁽²⁰⁾。ここに、リンゴ生産の新しき担当者としての「農民的経営」が広汎に登場することとなる。

第5表中の明治四五年の数字は果農会の調査によるものであつて、五反未満の圧倒的な大いさは——同じ調査の総樹数にたいする未結実樹数(六年未満)五八・六%という点からも察知されうるところであるが——五町、一〇町という「経営」とは異なつた生産類型の成立(植栽開始)を物語つてゐる。同時に五町以上層の年次の低下にも注意せよ。

したがつて、この移行の直接的契機をなしたのが病虫害蔓延——農民的技術体系の成立の過程であつたとすることが

第5表 リンゴ作付規模別農家戸数の推移（青森県）

作付規模別	明治45年	昭和8年	15年	26年
5町以上	0.5%	0.2%	0.1%	0.0%
5～2町	0.8	2.9	2.4	0.5
2～1町	10.5	13.6	10.9	5.5
1～0.5町	20.1	28.3	26.3	22.5
0.5町未満	68.1	54.5	60.4	71.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0
総戸数	10,269戸	19,875戸	29,492戸	43,673戸

明治45年は県農会調査（東奥日報紙明治45年9月28日付記載）より算定。ただし、5～2町欄は5～3町、2～1町欄は3～1町の数字である。昭和8、15年は県農産物検査所の、昭和26年は県リンゴ課の調査。

できよう。とくにここで「農民的に成立した」というのは、それが経営単位の零細性を前提とした労働集約化の方向（「袋掛」を中核とした手労働体系の形成）を辿つたからであり、それは同時に「リンゴの神様」や「天狗」を生みだすような個別的・封鎖的な技術形成に他ならなかつたからであつて、系譜的には「豪農経営」一般とは一応区別されうる基盤のうえに成立したことになるものである。

リンゴの導入以前において、調査地部落には相当広汎に薪炭加工・原木伐採の林業生産が成立していたとみられる。われわれの聴取調査では明治四〇年頃にあつた五七戸を主収入源別にみるならば、農業（＝米作）が一五戸、その他が三二戸、両者相半ばするもの一〇戸の構成を示す。「その他」の大半は本村地積の七六％を占める山林（昭和二四年現在）に依拠してさきの林業労働に従事していたものである。弘前市（当部落から約五軒）を中心とした津軽平坦部がこの需要を支えていた。直接的林業労働者から集荷し

販売する戸数は五、六戸で部落民の本家筋にあたつてゐる。他方、兼業的にはリンゴ「豪農経営」に日雇として働き、また樺太・北海道への出稼もあつた。とくに前者はリンゴ栽培の技術習得のいみをもち導への人的契機となつてゐる点で見逃せない。最初にリンゴ樹植栽を開始するのは他の諸階層よりも却つてかかる日雇兼業層に多いのである。

要するに、当時の部落構成をリンゴ生産への原始蓄積段階におけるそれとしてみるならば、薪炭商＝本家（水田

所有)の五、六戸が最上位にあり、約七割の戸数がそのもとで林業労働に従業し僅かの自給畑生産を行っていたとすることができよう。これらの中間的な存在に米作農民は、むしろそのみでの再生産は許されず、さきの日雇・季節出稼の兼業層をなす。当時の稲作技術の低位性(冷害・凶作の頻発、現在は「通し苗代」の姿も大分消えて、「保温折衷苗代」が普及している)と、当部落地域内の水田立地の劣悪性とからみて当時の水田生産をさほど高く評価できないのであつて、金銭的にみて著しい貧困に喘いでいた部落であつた。とまれ、これら大別して三階層がリンゴ生産にたいしてそれぞれ異なる対応を示していくのであつて、わけでも上層の財産的・身分的優位性はその後におけるかれらの生産上の主導的地位をもたらし先行的条件となつている点が重要であらう。

なおここで注意しておかねばならないのは、「藩制時代には山林原野は比較的広範囲に地元村民の利用が許されてきた」が、地租改正に伴う国有林野への再編成にあたり農民の無知に乘じ広汎に過度にこれらの林野が——農民地にまで喰ひこんで——国有化された点である。⁽²²⁾当初はそれでも林野行政の未確立のために自由な伐採が行われ「自然禿禿ニ及フ傾向アリ」(明治一八年農商務省『青森県農事調査書』)と憂慮されるに至つたが、林政充実(明治一九年大小林区署制度、三〇年森林法等々を基調とする)とともに取締は嚴重化し、官林盗伐による違反者は明治三十一年当時県下で年間五百人を超えたといふ。⁽²³⁾調査地もかかる事情には例外ではなく——昭和二四年現在で本村地積の六四％は国有林野である——盗伐部落として名を売っていたのが明治後期にリンゴ生産の前後の情勢であつた。

(註18) この成立は一応「旧士族と村方地主との連携」になつたとされよう。「経営」の特徴は、(1)大面積(五—一〇町に及ぶとき)、(2)粗放性(明治二九年で反当二・六・四人、昭和六年は四二・〇人)、(3)雇傭労働力依存、この三点としてよからう。興農株式會社(設立明治一九年、解散四三年、地主一〇名、一〇町歩、設立出資六千六〇圓)、敬業社(設立明治一八年、解散三四年、地主一名、開闢七町五反、終闢時九町四反)などの共同経営もある。(さしあたり、青森県平野産業経済研究

所『青森県苹果経済発達史』昭和二五年、青森県農地改革史編纂委員会編『青森県農地改革史』昭和二七年、農業発達史調査会『リンゴ生産の発達』資料三七号、昭和二六年を参照されたい。

- (19) 「当時の県勸業報に從へば〔明治〕二六年以来三〇年迄長足の進歩をなしたりし苹果は俄然三一年に至り反別は五割強を減じ樹数は約九万本〔約三割〕を減じたり」(青森県立農試『青森県苹果減收の原因及其救済策』大正六年)。「明治四三年から大正六年まで廢園二千町歩に及ぶ〔大正六年の栽培面積は七千三百町〕」(青森県リンゴ商業協同組合連合会編『リンゴ読本』昭和二六年)。当時のリンゴ栽培家はこう歎いている。「朝に趣味の園に向ひ夕に富の畑より帰ると謂ひ以て林檎園経営を一種の誇りとなせしは五、六年前のことで、今では年々收支償はず唯負債が嵩むばかり何だか恥しいようになってきた……」と。(大正四年一〇月六日付、東奥日報紙掲載)。

- (20) この点に關する実証的分析はない。移行の主流としては、こうみてよいと思われる。大正八年の「不良園地整理令」はこの移行を決定的にし「豪農経営」の終止符をうつた。

- (21) 明治三八年頃に急速に普及した「袋掛法」を中心として、「摘果法」が明治三〇年頃に、明治四五年には「短幹仕立」の剪定法が主張され、大正三年には「ボルドー合劑」が普及しはじめ等、一連の技術体系がこの移行期に當つて形成される。いずれも現在の技術体系の基調をなすものである。それがさきの註(18)に示したような反当労働量の差となつてくる。詳細は東奥日報社『青森県總覽』昭和三年、並川傳次郎『青森リンゴの歴史及び將來』(朝倉書店刊、新園芸別冊『りんご』昭和二六年所収)および前掲註(18)の諸著に拠られたい。

- (22) 青森県は全国府県中最高の国有林占取割合を示している。全国平均は三二%であるが、東北地方では四五%であり、青森県のそれは七一%に及ぶ。蓄積石数についてみれば、全国の総蓄積にたいする国有林の比率は五五・四%、東北地方では七二・四%であり、青森県では更に九三%である(青森県『国有林野解放に關する請願署名運動について』昭和二五年)。また明治三二年の国有土地森林原野下戻法の実績も本県がやはり筆頭である(前掲『改革史』一五一―一八頁)。

- (23) 前掲『改革史』七〇―二頁および『県總覽』四九七頁。

三、農民的經營」展開の諸形態

——共有地解体の役割——

商業的農業展開の諸条件

1 導入の諸形態

リングは育成期間がほぼ七〜一〇年、盛果期に入るのは二二〜一七年とされている。⁽²⁴⁾ その間の肥培管理は——当初に開墾を要すればなおさらであるが——育成原価の相当額を必要とし、⁽²⁵⁾ 他面ではこの間にリング収益は全くないのであるから、生産開始にあたつてはこれに耐えうるだけの資本力（＝生産力、ないしは信用能力）を必要とする。したがつていかに好況期にあつても直ちにそれがすべての農民の生産展開を約束するものではない。この場合とくに地代（したがつて地価）負担の多寡は生産の重大な規制要因となるのであつて、そこに農民諸階層にそれぞれ対応的なリング生産の導入形態を区別することができるのである。

第6表はこの間の事情を現在の経営地序列にしたがつて例示した。大別して導入の三形態をみる事ができよう。第一に自作普通畑（ないしは共有地分割部分）の転換（B→C）であり、明治末から大正前期の主流をなしている。主に現在の二町以上の上層農家に多い。第二に大正後期から昭和初期にかけての成園地買取（A→C）で、上層から中間層（主として現在の二〜一町層および一〇・五町層）におよび、とくに中間層農民の主要形態となつている。第三に調査では昭和一〇年に集中してみられる官有地小作（C→D）で下層農民（主に現在の五反未満層）に集中的である。つまり、（a）自作普通畑、（b）部落共有地（右の成園地の前身はこれである）、（c）国有地（官有地小作はほとんど国有地のもの）、この三者において、農民諸階層は時期的なずれを示しながらも——それは同時に諸階層の地代条件の差異（存在する地代条件に依拠し、あるいは喰込むものとしての）ともいえよう——各個のリング生産を展開していつたと云いうるであらう。以下にこの三者の土地条件について個別的にみていこう。

（a）自作普通畑

「良い米田はいずれの季節でも沼地であり」他の穀物などの栽培に適せず土地利用上の代替性を欠く。「ここにおいてか、米食国においても、米田の地代は米田に変えることのできない米田以外の耕地の地代を規定することは出来ない」とはつとにA・スミスの指摘したところである。⁽²⁶⁾この点からすれば、とくに東北区のように一毛作田が支配的なところでは、たとえ水田地代系列が——伝来の生産様式の基本部門として——異常な高さであつても、それとは一応無関係に畑地代系列が成立すると考えられるのであつて、畑＝自給用にとどまるかぎり相対的に低地代地たりうる可能性をもつといえよう。⁽²⁷⁾しかるはあいには右の畑作部門は商業的農業（農民的生産力）を展開せしめる培養基の役割を果たすこととなる。⁽²⁸⁾しかし他方ではまた調査地部落のように自作普通畑が純然たる自給畑として止まつてゐるばいには、いずれにせよ地積の限界があり上層農家であつても外延化のためには共有地——一般には新たな土地取得——に赴かなければならない。

(b) 部落共有地⁽²⁹⁾

共有地解体の前提は次の三点にあらう。第一に、そこには農民の生産における経営様式じたいの変革が必要である。それは一部の農民層にとつて従来の形態での共有地を不要にし、従来の利用を「罪業深き浪費」と考えさせるようになる商品経済の浸透によつてもたらされる。第二に、したがつて共有地を解体し新たな生産のもとにそれを包摂し、「ずつと有効に搾取し得」るだけの資力が一部の農民層に蓄積されていなければならない。共同体内部に不断に醸成される財産上の不平等（身分層の分化）がそれを可能にする。第三に、むしろこれは解体と同時的契機をなすのであるが、共有地から疎外された農民層の賃労働者化が進行する。かれらは新たに展開する生産場面における労働力を供給するために解放される。

遷事情 (昭和26年抽出調査)

6~10			11~15			16~20			21~26			昭和26年現在面積	備考
						17 18	-4.0 -6.0	小作 伐	21	+6.7	AL	反 20.7 15.7 18.0	小作に出した4反は昭和21年に売却。 他に2反(終戦後?)小作に出している。
			15 12	+15.0 +5.0	AL AL	?	-5.0	小作	25	+5.0	小作 引上		
10	+1.2	BL				18	-10.1	小作 伐				17.0 7.0 6.3 6.8 6.9	僅少の売買多く詳細は不明。 内8畝(昭和22年)は苗木。官有地小作。
			12	+0.3	BK	18	-2.0	伐	22 22	+0.8 (5.5)	CN 農地 改革		
10	-6.2 +4.5	売却 AL				19 16 16 18 18	-2.0 +3.0 -3.0 +1.4 -0.9 -0.9	伐 CL 売却 AN 伐 伐				4.5 5.0 4.0 0.5 3.6	昭和10年の売却は病虫害のため。 昭和16年の売却は応召のため。 現在も小作地。 大正9年の1.5反は宅地と交換。
10	+2.0	CN				18 18	+1.0 +0.8	AN BN	22 22 26 22 22	+0.5 +2.0 (2.0) (0.8) (2.5) (1.0)	AM AM 農地 改革 農地 改革 農地 改革 農地 改革	0.5 2.0 3.0 0.8 2.5 1.0	内1反小作地。昭和10年は官有地小作。 昭和10年は官有地小作。 昭和10年は官有地小作。
6 10 10	-6.0 +2.5 +1.0	借金 CN CN											

商業的農業展開の諸条件

第 6 表 リンゴ園地の変

商業的農業展開の諸条件

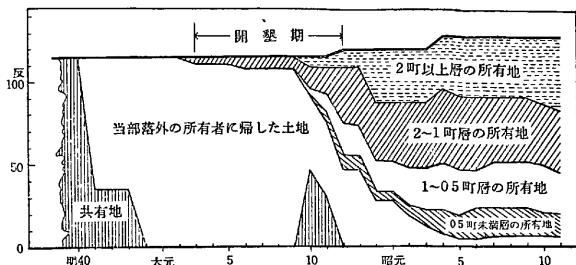
現在の 経営地 広狭別	農家 番号	明治40~44			大正元~ 5			6 ~10			11~昭和元			2 ~ 5		
2 町 以 上	4	年次	反別					10	+12.0	AL	13	+12.0	AL			
	10										15	+0.7	AN	5	+9.7 (0.7)	AL L
	17	40	+8.0	BK				8	+7.0	AN				2	(7.0)	L
2~ 1町	23							10	+12.0	AL				2	+10.1	AL
	29										12	+2.0 +5.0	BL BK			
	35	44	+7.0	BK				8	+1.0	BK						
	47	?	+9.0	BM							元	-3.0 +2.0	病虫 害 AN			
	53										13 15	+2.0 +3.5	M	5	+1.4	AL
1~ 0.5町	58													2	+6.2	AL
	64										13	+4.5	AL	5	+2.5	AL
	71				2	+0.8	C							5	+3.2	AL
	76															
	82				元	+3.0	BK	9	+1.5	A						
0.5町 未滿	88															
	94															
	100															
	106															
	112										13	+6.0	AL			
	118															

() は自作化を示す。

{ A 成 園 K 自作地
 B 普通畑の転換 L 購入
 C 原野などの開墾 M 本家より譲受
 N 小 作

山林生産を端緒とするリンゴ生産への移行はこの三条件を充足したといつてよい。官有地の再編進行が農民の生活源を略取し、農民窮乏化を加速せしめつつあつた折におけるリンゴ生産の導人は、傾斜地栽培の喧伝によつて著しく促進せられた（昭和二五年現在で一〇度以上の傾斜地に栽培されるものが全リンゴ園の四三・三％に及ぶといえ、これらは「みかん」ほどの急傾斜ではない）のであり、その背後に働いた共有地（＝傾斜地）解体の意義を十分に評価しなければならぬであらう。⁽³¹⁾

かくして共有地は「本区民ノ生産増進ヲ本旨トシ区有財産ノ一部ヲ開放シ開墾果樹蔬菜栽培セシメ副業奨励ノ目的ニテ区民各戸ヘ分割貸付」⁽³²⁾せられることとなる。他方においてこれらの農民的要求を促進したのは明治二二年の町村自治制の公布、明治四二年の部落有林野統一事業であつて。旧来の部落共有地はその管理放漫の故と部落割拠打破の目的とをもつて町村有に合併するか数個の共有地に分割するかを迫られた。ここで多くの共有地が部落共有地↓数個の個人共有地↓個人所有地の経過を辿つて漸次的にその流動性を増大し商品化されるに至つてゐる。共有地解体は、端緒的にはまず共有地小作として展開される。共有地小作料は著しく低廉であり小作としての意識も少くまたは皆無であつて「部落有リンゴ園ハ貸付年限又ハ法律的拘束ナキタメ自己所有以上ニ大切」⁽³³⁾なデ・ファクトウの自作地となる。第二には、右のより展開した形態として直接的な所有権移転（共有↓個人有）が行われる。いずれにせよ、一旦はその地味・地勢などを勘案して平等分割し各個の持分が規定されても、その利用のための資力に欠如する農民はこの時期にはその持分すら放棄せざるを得ない。余力のあるものはそれをかき集めていく。——それだけではない、從來でも欠乏しつゝあつた下層農民の労働場面（＝山林労働）はより以上に圧縮・制約され、必然的にその労働力再生産の場を右の土地を取得せる地主達の新しい生産に求めていかざるを得ないようになる。



第 1 図 共有地（原野秣場）の分割過程

村役場土地台帳による。大正12年および昭和4年の二回の地積増加は開墾による地積修正のためである。経営階層は現在の区分。

部落共有地の解体が具体的にはどのように進化したか、その一事例として、明治四〇年まで当部落共有の一部であつた一町五反の原野秣場の解体過程をたどつてみよう。第1図はそれを現在の階層別に示した。明治四一年にはその一部の八町歩が弘前市在住の地主に売却され、他の三町五反は「一野渡村中」の共有から一七名（いずれも当部落民）の共有に移転し解体の第一歩を踏みだす。前者は明治四四年にさらに四分割されて、それぞれ隣村の四地主の手に歸し、いずれも大正三年に開墾着手届が提出されている（開墾成功、地価、地積修正はいずれも大正一二年）。ここでリンゴ生産がかれらの手で開始されるのである。後者の三町五反（明治四四年に二名の持分売却あり）は、これも同じく明治四四年に隣村一地主の手に一括売却されている。このようにして、近隣町村の地主の手に歸した共有地は当部落では二〇町を超えると推定される。共有地の大半はかかる近隣の地主の手に、一部が当部落の上層農家の手に落ちたとみてよいであろう。

共有地小作の小作料が地代の名に値しない手数料的な低さであるところからして、おそらくタダに近い元値をもつて右の移転が行われたとみるべきであろう。その他の農民はこれに日雇・小作等となつて下作の収穫物が報酬として与えられるようになる。主に大豆・そばである。けれども当時の趨勢としては、リンゴ園の「豪農経営」もすでに

第7表 農家経済構成の移行

年次	反当租生産価額			農家現金収入比率		
	米 (A)	リンゴ(B)	(B) / (A)	米	リンゴ	その他
明治40年	17.14円	21.22円	1.24	33%	2%	65%
大正8	37.44	18.36	0.49	30	14	56
昭和6	36.76	63.12	1.72	24	37	39
12	38.62	61.72	1.60	20	44	36
20	94.24	248.20	2.64	25	25	50
28	10,190.00	44,554.40	4.38	22	41	37

商業的農業展開の諸条件

反当租生産価額は青森県統計書より作成。各年とも当該年次を含めて過去5カ年の県平均。但し昭和28年は昭和22～26年の値。

現金収入比率はわれわれの調査（昭和28年）による125戸の総平均。

崩落期に達していたから右の大地主達もほどなく未成園・廢園を放棄するようになり、競売に付せられた園地がかなりに多い。

ここで初めて、かつての部落共有地を買戻していく上・中層農民による——とくに後者の——当部落として第二の生産導入形態の展開がはじまるのである。

右の経過を辿つて先の事例のばあい、大正元年には二三・一反平均で五人の手中にあつたものが、大正一〇年には一人で平均六・五反となり、昭和一〇年には三五人で平均三・六反の自作地となつてはぼ分割を完了するに至っている。この過程では、中間層（とくに現在の「一・二町」）の進出が著しいことは、先の第一図によつてもこれを知ることができよう。

要するに、そこにはただ上層の限られた農民層だけではなく、中間層をも含めた零細な農民層がリンゴ生産に進出し得べき諸条件が出揃つていたということができよう。第一に基本的には「農民的」技術体系の形成と傾斜地（「低地代立地」）栽培の普及、第二に促進的には粗放大面積の「豪農経営」の売逃げ、第三には大正一一年に設立された当部落単位の産業組合による一〇年年賦償還の低利資金融通、そして最後に全般的趨勢としてリンゴ生産が安定的発展期に入り、不断の需要増を生成してくる

国内市場形成の段階移行と相まつて、リンゴ生産が米作に比して恒常的に有利化しその幅を拡大していく志向を顕著に示しはじめたこと（第7表をみよ。直接的には、第一次大戦後の好況に刺激されるところが大きい。大正六年二月、『盛国リンゴの輸入を解禁——『県農会報』一六〇号）、この四点をあげることができよう。

（c） 国 有 地

右のような流れからも最下層農民は疎外されて立つていた。かれらのリンゴ生産——それはすでに生産性の客観的な諸条件を奪われていること著しい——にとつてはより安易な土地条件とより好適な市場条件とを必要とした。前者が国有地の払い下げ（有料貸付）⁽³⁵⁾により、後者が戦時経済体制のもとに醸成されたインフレ需要によつて充足されたのは漸く昭和一〇年前後のことであつた。国有地小作の二円の小作料は、この地方のリンゴ園小作が当時で「原地小作」⁽³⁶⁾のばあい最高一五円、通例一〇円であるに比較して極端に低い。他方では（第7表にみるように）リンゴ反当粗収益が米の一・六倍という恒常的な較差拡大の一途をたどつていつた時期であつた。かかる既耕地・共有地から閉出された農民層の国有地解放申請は、戦後昭和二年にも四三名の共同連名で行われ、各戸に五・六反あての貸付をうけており、当部落では二四名がこれに参加している。

2 展 開 の 諸 形 態

以上のリンゴ生産導入の諸形態とその時期的差異とがその後の生産展開にいかに関連され、それをいかに規制していくかを次に階層的にみていきたい。

（a） 前節における三階層と現在の諸階層との関連 さきの明治四〇年代の部落構成においてみた薪炭商・本家（木田所有）農家は自作畑・共有地の線に沿つて急速にリンゴ生産に移行し、他の諸階層に比して一方的に耕地を拡大し

第 8 表 自小作別農家戸数の推移 (単位: 戸)

自 小 作 別		現 在 の 経 営 地 階 層 別				
		2 町 以上	2 ～ 1 町	1 ～ 0.5 町	0.5 町 未 満	計
大正 8 年	自作地主	2	1	—	—	3
	自作	7	24	10	8	49
	自小自作	—	4	2	1	7
	小小自作	—	2	—	1	3
	小小	1	—	4	—	5
	計	10	31	16	10	67
昭和 12 年	自作地主	7	1	1	—	9
	自作	1	28	16	16	61
	自小自作	—	6	5	1	12
	小小自作	2	2	4	—	8
	小小	—	2	—	3	5
	計	10	39	26	20	95
昭和 28 年	自作地主	7	1	—	—	8
	自作	2	31	24	31	88
	自小自作	1	6	6	1	14
	小小自作	—	1	4	—	5
	小小	—	1	—	2	3
	計	10	40	34	34	118

「現在の経営地階層別」を基準としたのは、現在の各階層農家の過去に遇つた状態をみるためである。以下の諸表もこれに準ずる。自小作の区分は経営地（水田＋リンゴ園）について：貸付地 5 反以上の自作を自作地主、自作地 9 割以上を自作、自作地 9～5 割を自小作、5～1 割を小小作、1 割未満を小作とした。各階層の合計戸数の年次的増加は新設農家を含むためである。

つつ自作地主的性格をますます強く打出していく。これが現在の二町以上層にほぼ一致する（第 8 表）。したがつてこの層もさきの「豪農経営」とは異なる生産類型のうえに立つとはいへ、単に「農民的系譜」として断じきつてしまうことは許されない。自作地主＝小地主経営たる所以であろう。次いで、さきに中間的存在であつた米作兼業農家は時期的にはかなり早くからのリンゴ生産開始をみているが、その耕地拡大——共有地のうえになされる——は自作地

主＝二町以上層にははるかに及ばない。現在の経営地階層において二・一町層と一・〇・五町層の主流をなし、一部は没落して五反未満層に合流している。最後に山林労働者群は——現在でも一二戸がそれに属するが——昭和六・一二年にかけてもつともおくれてリンゴ生産を開始しており（主に国有地小作）五反未満層

第 9 表 経営地広狭別にみた農家戸数比率 (単位: %)

経営地 広狭別	明治40年	大正8年	昭和6年	12年	20年	28年
2町以上	17.5	16.4	12.0	16.8	10.5	8.4
2～1町	27.5	25.4	43.4	30.5	35.6	33.6
1～0.5町	32.5	35.8	24.1	28.4	27.9	28.6
0.5町未満	22.5	22.4	20.5	24.2	26.0	29.4
計	100.0 (40戸)	100.0 (67戸)	100.0 (83戸)	100.0 (95戸)	100.0 (104戸)	100.0 (118戸)

ここで経営地とは水田とリンゴ園の合計をいう。普通畑は全くの自給用であるために本稿では一切除外した。したがって、普通畑のみの農家7戸は表には耕地経営者としてあらわれない。

第 10 表 経営リンゴ園広狭別にみた農家戸数比率 (単位%)

経営リンゴ 園広狭別	明治40年	大正8年	昭和6年	12年	20年	28年
2町以上	—	1.7	2.5	4.4	2.9	2.6
2～1町	16.7	16.7	24.0	19.6	18.5	19.7
1～0.5町	58.3	45.0	41.7	39.1	37.9	37.6
0.5町未満	25.0	36.6	31.3	37.9	40.7	40.2
計	100.0 (24戸)	100.0 (60戸)	100.0 (79戸)	100.0 (92戸)	100.0 (103戸)	100.0 (117戸)

昭和28年現在において水田のみの農家(普通畑は別として)は1戸だけである。

の主流をなしている。分家等による新設農家の大半は1町未満に属している。

(b) 農民層分解の進行 第9表をみよ。昭和六年を境として異なる傾向を示す。つまり、それ以前は上・下層(2町以上層と五反未満層)の減少、その他の中間層の増大をみているが、以降は中間層は保合状態を示し上層が減少し下層が増加傾向を辿っている。またこれをリンゴ園地のみについてみれば第10表のごとくである。昭和一二年までは2町以上層の微増、二町一町層と五反未満層の保合、一〇・五町層の減少と複雑であるが、傾向としては上・下層の増大と中間層の減少とを特徴づけてよいようである。すなわち、前表と全く逆の傾向を汲みとることができるのであつて、この点は水田生産の地位の相対的低下、上層から下層への水田耕作の移行・貸付化を意味し、商品生産の主軸、農民層

第 11 表 階 層 間 移 動 の 状 況

(単位: 戸)

移 動 形 態		明治40～ 大正8年	大正9～ 昭和6年	7～12年	13～20年	21～28年
2 町 以上	不 変	6	8	8	10	7
	新 設	—	—	—	—	—
	上 層 から	5	2	8	1	3
	下 層 から	11	10	16	11	10
2～1町	不 変	9	14	24	26	31
	新 設	3	4	1	—	1
	上 層 から	1	2	1	6	4
	下 層 から	4	16	3	5	4
1～ 0.5町	不 変	8	8	15	20	27
	新 設	12	5	4	3	3
	上 層 から	—	3	3	2	3
	下 層 から	4	4	5	4	1
0.5町 未滿	不 変	2	8	10	17	22
	新 設	13	7	7	9	11
	上 層 から	—	2	6	1	1
	下 層 から	15	17	23	27	34
計	不 変	25	38	57	73	87
	新 設	28	16	12	12	15
	上 層 から	1	7	10	9	8
	下 層 から	13	22	16	10	8
計		67	83	95	104	118

商業的農業展開の諸条件

本表はさきの第9表の戸数変化の内容を示す。「不変」とはその期間に階層が変更される移動のなかつたもの。「新設」とはその期間に水田またはリンゴ園の経営を開始したもの。

分解の積杆（＝農民諸階層の積極的要求の場面）が水田生産ではなくリンゴ生産に移行していつたことを如実に物語っている。さきの第9表をさらに分解して内部移動を明らかにするのは次の第11表である。階層間移動は大正九～昭和六年が二九戸でもつとも多く、昭和七～一二年が二六戸でこれに次ぎ、以降は停滞気味である。このような分解の顯著性が経済構成における水田生産からリンゴ生産への移行と相表裏する過程である点に注意されたい。この第11表からとくに二戸（一〇・五町層「新設」）↓一六戸（二一町層「下層から」）↓八戸（二町以上層「下層から」）↓六戸（二一町層「上層から」）を目立つた前進として把握することができ、他方ではまた昭和七～一二年の間においてかなりの転落（「上層から」）が現われている。以下に階層別にそれぞれの生産展開の様相を略述しよう。

(i) 自作地主＝二町以上層の生産展開。上層農家の生産展開は、外延的には土地集中として内的構成としてはリンゴ生産の主部門化＝專業化として打出されている。この点は二一町層にもみられる同一の傾向ではあるが前者ほど顯著ではない。二町以上層への顯著な土地集中の進行は第12表によつてこれを知ることができよう。明治四〇年代に現在の二町以上層の戸数一〇戸は全体の二〇・〇％であり、その耕地所有（普通畑を除く）は二二・七％であつたものが、大正八年には戸数において一四・九％、所有で二七・四％と増加し、さらに選定した六つの年次のうちで所有の最大ピークを示す昭和一二年には所有三六・九％（戸数比率は一〇・五％に低減するに反して）と急増している。山林・原野の所有においても同様の傾向を辿つており、ここでは所有の集中はより一層著しい。昭和一二年には四四・五％と実に半ばに近い（第13表）。同時にまた所有増大は貸付地——主として水田の——増加をみている点にも注意すべきであろう（経営地の増加は昭和六年で停滞する）。

このように他の諸階層の追隨を許さぬ外延的展開を示すのであるが（のちの第2図をみよう）、何がこの自作地主＝二町

第 12 表 耕地の階層間の分配状況

(単位: %)

現在の経営地別		明治40年	大正8年	昭和6年	12年	20年	28年
戸数比率	2町以上	20.0	14.9	11.9	10.4	9.5	8.4
	2～1町	50.0	46.3	42.8	41.1	37.1	33.6
	1～0.5町	17.5	23.9	27.4	27.4	28.6	28.6
	0.5町未満	12.5	14.9	17.9	21.0	24.8	29.4
	計	100.0 (40戸)	100.0 (67戸)	100.0 (83戸)	100.0 (94戸)	100.0 (104戸)	100.0 (118戸)
所有地比率	2町以上	22.7	27.4	31.0	36.9	30.8	26.1
	2～1町	57.5	52.0	46.9	42.9	46.0	46.9
	1～0.5町	5.7	8.6	14.0	15.4	17.2	18.4
	0.5町未満	14.1	12.0	8.1	4.8	6.0	8.6
	計	100.0 (440.6反)	100.0 (711.8反)	100.0 (885.0反)	100.0 (1,005.0反)	100.0 (1,038.8反)	100.0 (1,126.1反)
貸付地比率	2町以上	33.9	51.7	72.5	82.8	73.0	69.7
	2～1町	66.1	48.3	27.5	13.7	18.1	19.6
	1～0.5町	—	—	—	3.5	8.9	7.4
	0.5町未満	—	—	—	—	—	1.3
	計	100.0 (26.5反)	100.0 (29.0反)	100.0 (45.5反)	100.0 (141.3反)	100.0 (117.3反)	100.0 (73.2反)

商業的農業展開の諸条件

第 13 表 山林・原野の階層間の分配状況

(単位: %)

現在の経営地別	大正8年	昭和6年	12年	20年	28年
2町以上	31.5	44.3	44.5	29.2	20.3
2～1町	57.8	45.0	37.1	37.7	39.6
1～0.5町	6.9	10.7	18.4	24.5	24.7
0.5町未満	3.8	—	—	8.6	16.4
計	100.0 (79.5反)	100.0 (124.4反)	100.0 (182.0反)	100.0 (305.5反)	100.0 (794.8反)

一三〇

第 14 表 水 田 率 の 推 移

(単位：%)

現在の経営地狭別	明治40年	大正8年	昭和6年	12年	20年	28年
2町以上	80.0	55.8	37.8	39.9	41.3	35.9
2～1町	53.8	43.3	35.4	37.0	35.7	34.9
1～0.5町	64.0	49.4	43.1	33.2	33.9	34.0
0.5町未満	72.6	57.3	43.4	23.3	10.4	16.4

$$\text{水田率} = \text{水田} \div (\text{水田} + \text{リンゴ園})$$

以上層のかかる展開を可能にしたかという点にこの層の性格規定の重要な側面がかかっているのであつて、この点については労働需給の諸条件をみたのちに総括的に考察することしよう。

次に、リンゴ專業化がすすむと、それは経営地構成における水田率の低下傾向となつて現われる(第14表)。果樹部門における商品性が強化されるほど、水田生産部門の地位は低下せざるを得ない。両者は農家経済上の一応の補完的關係を示すけれども、より以上の経営發展のためには競合しあい制約しあうものとなる。とくに労働力配分の面においてそうである。したがつて水田率低下の上層農家におけるいみはかれらの專業性(Ⅱ生産力)指標であると云いえよう。だが水田生産が旧來の中核的な生産部門であつたという側面からするならば、自作地主Ⅱ本家層のかかる水田率低下の傾向はかれらがつて直面する矛盾のあらわれともいふべきであらう。

(ii) 二～一町層の生産展開。この階層が前進する農家であり上層農家であるかぎりにおいては、さきの二町以上層においてみた基本的な傾向に変わりはない。むしろ——のちの労働条件においてもみるように——この層のうちにすぐれて農民的な發展の諸要素を看取することができるのである。(a)項での一部の前進的な農家群は大半が現在この層に位置しており、この層の主流をなすものとしてよい。しかも各層のなかで当初からもつとも水田率が低く(第14表)、自小作ないしは小自作比率が

第 15 表 リンゴ反当収量の階層性 (昭和26年産)

(単位: 戸)

経営地別	140箱以上	140~120箱	120~100箱	100~80箱	80~60箱	60箱未満
2町以上	1	3	3	1	2	—
2~1町	5	7	9	13	3	3
1~0.5町	3	4	10	7	4	4
0.5町未満	—	1	5	7	6	11
計	9	15	27	28	15	18

1箱は約5貫入。この年の県平均は98.6箱である。

やや大きい(第8表)階層であつて、そのもとでの耕地拡大をみていることがこれらの生産力展開により農民的な純粋性を与えているとしてよいであらう。この点は第15表も示しているように、その反当リンゴ生産量は二~一町層の若干戸数において、さきの二町以上層よりも却つて高くさえあることにも現われている。また、のちの第16表についてみても、リンゴ収入八〇%以上の比率が二~一町層において二町以上層よりも多く、却つて專業性の高さを示している。二町以上層では未だ米作収入は無視できない。かかる両者の差異は次節にみる労働関係において明確に指摘されうる諸点をもつであらう。

(iii) 下層農民の生産展開。ここでは主に五反未満層がその対象となるが、一〇・五町層もほぼこの傾向をもつとしてよい。かれらの生産展開は、第一に決定的な土地不足、全般的には著しい資本不足により特徴づけられるのであつて、したがつて第二にそれはリンゴ生産をむしろ兼業とする副業的経営としての色彩が濃厚である。昭和二八年現在において、約三割弱の戸数がすでに全耕地の八・六%を所有するにすぎない。他方では第14表の水田率の推移においても低落傾向がもつとも顕著である点に注意しなければならない。明治四〇年代には七二・六%と二町以上層の八〇・〇%に次いでいたものが、昭和二〇年には実に一〇・四%にまで激落し、二八年現在では幾分回復したとはいへ一六・四%で他の諸階層の半ばにすぎぬ状態である。これは新設農家がこの層にもつとも多く、それらには水田に乏しい農家がとくに多いことによるが、のちの第2図によつても知る

第 16 表 リンゴ・兼業収入比率別戸数

(単位: 戸)

商業的農業展開の諸条件

収入階層別		2町以上	2～1町	1～0.5町	0.5町未満	計
調査戸数		10	40 (1)	34 (6)	41 (20)	125 (27)
リンゴ収入	80%以上	2	9	7 (2)	3 (3)	21 (5)
	80～60%	4	13 (1)	9	6 (2)	32 (3)
	60～40%	4	15	12 (3)	4 (1)	35 (4)
	40～10%	—	2	6 (1)	16 (6)	24 (7)
	計	10	39 (1)	34 (6)	29 (12)	112 (19)
兼業収入	80%以上	—	—	1	16 (10)	17 (10)
	80～60%	—	—	—	11 (3)	11 (3)
	60～40%	—	1	7 (1)	8 (3)	16 (4)
	40～10%	—	16 (1)	16 (3)	5 (4)	37 (8)
	計	—	17 (1)	24 (4)	40 (20)	81 (25)
調査戸数にたいする 各収入80%以上の戸 数の比率						
リンゴ		20.0%	22.5%	20.5%	7.3%	16.8%
兼業		—	—	2.9	39.0	13.6

ここで兼業収入とは自営農業以外の収入をさしている。

() 内の数字は昭和13年以降の「新設」農家の分で、括弧外の数字に含まれている。なお普通畑のみの7戸は5反未満層にいられた。

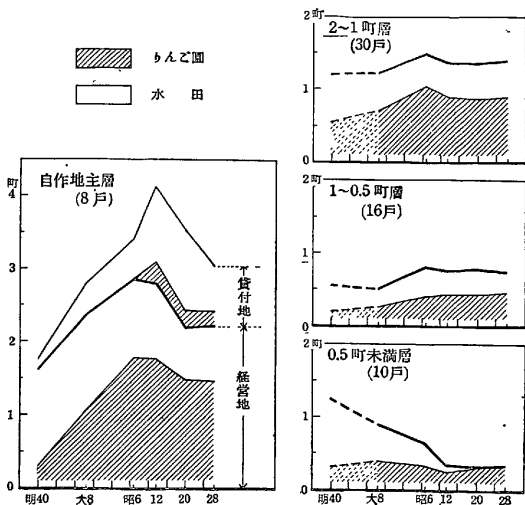
ことができるように、従来からの継続農家においても顕著な水田面積の減少を示しているのである。この二要因が重なつて右の著しい低落を形成した。とくに後の点は、水田生産に執着してリンゴ生産に入ることの遅かつた農民層が通る径路として、リンゴ生産がいかにして全部落的な——農民諸階層の帰趨を規制するものとしての——商品生産にのしあがつていったかをむしろ逆の面から示している。

右の事情のもとで五反未満層においては当然にも兼業戸数をもつとも多い(第16表)。「新設」の農家群にとつてはとくにそうである。部落総戸数一二五戸の三分の一をこえる戸数がすでに収入の四割以上を自家農業経営の外に求めている。五反未満層では八割を超えており、下層における兼業化の

顯著な進行を認めることができる。

(c) 脱水田化の二つの意味 右のように、一方では国有地の「囲い込み」が確立し、他方では農民共有地の「私有化」が進展するに依りて農民諸階層の分解は顯著に——リンゴ生産を基軸として——進行するのであつて、それは一方における土地集中と專業化の進行を、他方における土地欠乏と兼業化の進行を打出してくるのである。けれど、国有地・共有地からしめ出された下層農民は、その新たな労働の場面を制約せられた国有林野において、また本家自作地主層の山林原野において求め、さらにまた同じ自作地主層（ないしは二町層）のリンゴ生産に依存せざるを得ないようになる。そしてこの同じ過程は右の上層のリンゴ生産を拡大せしめる機縁となつていき、下層の脱農民化をますます促進すると考えられるのである。このかぎりでは、これら三つの労働機会はそのメカニズムにおいて決して可分離の關係に立つものではない。同時にまた水田率の傾向的低落は各階層ともに進行するけれども、それは經營地増加のもとではリンゴ生産への專業化を志向し、經營地減少のもとではむしろ兼業化→脱農民化を志向するところの全く對極的な、しかも相互規定的な動向の集中的な表現に他ならない。商業的農業の展開の一面性——上層においてであれ、下層においてであれ、一部門への集中化傾向——、他の部面のそれへの從屬化ということがこれらの事實の意味するところである。⁽³⁷⁾

第2図は經營地増減の示す構成差を階層別に図示したものである。自作地主層は二町以上層に属する七戸と二町層に属する一戸との合計八戸の平均であり、他の階層は大正八年に水田またはリンゴ園を經營していた農家のみの各年次における平均である。なお明治四〇年はその時に存在した戸数（八、二〇、七、五戸）のそれぞれの平均である。自作地主層と五反未満層とに脱水田化が著しいが（さきの第14表）、両者は全く異なるいをもつことは図を一見して明らかであらう。なお前者においては昭



第2図 脱水田化傾向の階層差

和一二年まで急速に所有増加をみており、水田・リンゴ園それぞれ同一比率で増加・移行しているが、経営地としてみれば昭和六

年ですでに頭打ちを示している点に注意されたい。

註(24) 前掲『小作事情』六六～七頁の一例(一町

歩、国光百本、紅玉七〇本、その他三〇本)

では秋八年目に初めて收穫をみ、当該年度の

収支が黒字になる(育成期間)のは一〇年

目、開園よりの収支累計が黒字になるのは一

三年目であり、生産量がほぼ安定期(盛果期)

に入つたとみられるのは秋一二年目以降であ

る。また統計調査部『農業経営調査』(昭和

二五年度)によつても育成期間は一〇年(東

北区、国光の例)であり、統計調査部『生産

費調査』(同年)の標準育成期間は七年とされ

ている。

(25) リンゴ育成原価を知る適当な資料はない

が、勸銀の昭和一二年末の調査(『全国果樹園

売買価格及利廻調査』では青森県普通リン

ゴ園の反当売買価格は四八五円であるから、

大雑把に換算(三百倍)して反当一四万六千

円弱が昭和二六年での売買価格(育成原価と

いうことになるうか。「みかん」の例では反

当一七万六千円弱である(前掲、的場『経済

研究』二〇八～一二頁。

(26) A・スミス『国富論』大内兵衛訳(岩波文庫版)(一)三〇九頁。

(27) 前註14をみよ。

(28) 戸田慎太郎『日本資本主義と日本農業の発展』昭和二二年、一五九～七〇頁。神山茂夫『日本農業における資本主義の発達』昭和二二年、一〇三～五頁。等々を参照せよ。

(29) 共有地の封建制下における農業との基本的な関連・特質については古島敏雄氏の諸著、とくに『近世日本農業の構造』昭和一八年(上)、第二篇第一章に詳しい。

(30) 明治四一年前後。数名の老農達が和歌山のみかん山を視察して普及した(前掲『県総覧』四七一頁)。

(31) 阪本楠彦『日本における商業的農業の基本的構造』(潮流講座、経済学全集所収)昭和二四年、五四～六頁。

(32) 前掲『小作事情』一四二頁。

(33) 『同書』一三六頁。われわれの調査にも部落共有地小作を小作として概念しないものがかなりあつた。タダで借りているなどの表現もある。

(34) 名称を「一野渡林檎販売購買利用組合」という。昭和三年当時の組合員数は四六名、総出資額は二万二千六百円で中津輕郡中の第六位にあり農業倉庫一棟三〇坪をもつ。当時(大正一昭和初)のリンゴ生産地帯における産組の発展は著しい。それが産組法成立当初の官製的色彩の濃いものとは異なり、いかにも商業的農業の展開のなから必然的にじみでた感が強い(前掲『県総覧』三九三頁、『改革史』一三五頁の諸表)。なお当該部落産組による融資は、必ず組合を通じて出荷するといふ嚴約のもとになされていた。

(35) 青森管林局管内では昭和九年現在、約一千二百町歩が貸付けられ、他に開墾適地として一千四百町が見積られている(青森管林局『国有林野経済と地元経済との関係』昭和一〇年、二〇～一頁。また註(22)も参照)。

(36) 前掲『小作事情』一一九頁。

(37) 前掲、レーニン『発展』(中)、四五頁。

第 17 表 リンゴ作業別反当労働時間比率
(昭和25年産)

(単位: %)

労働形態別	家 族	雇 傭	計
一般管理労働	28.1	16.6	44.7
病虫害対策労働	22.8	18.0	40.8
收穫労働	8.9	5.6	14.5
計	59.8	40.2	100.0 (528.2時間)

青森統計調査事務所「生産費調査」(30戸平均)より作成。総労働時間にたいする各項目の比率を示す。なお能力換算してある。分類は便宜上、剪定・施肥・中耕除草・摘果・その他の管理を一般管理労働とし、防除・袋掛・除袋を病虫害対策労働とした。

袋掛を中核とした「農民的」技術体系の形成がリンゴ生産を広汎に展開させるための技術的基礎となつたことはすでにみた。云いかえれば、病虫害問題の解決のしかた如何が生産展開の成否を握る鍵であつたのである。それが農民のすぐれて自己搾取的な基盤のうえに解決された。労働需要とその供給という問題の側面からするならば、このことは二つの意味をもつてゐる。

四、勞働力需給の諸条件

第一。不断の病虫害防除、周到な管理によるその早期予防。全く園芸の名に値するこれらの一連の措置が一年の成果を決定すること、リンゴ生産に優るものはないであろう。右は長年の熟練と経験ともとづくきわめて個別的、職人的な労働であつて、したがつて技術上の差等性、封鎖性も著しい。剪定・管理などの主として経営主に属する労働がこの点で特徴的である。

第二。他面ではリンゴ生産の所要労働量は著しく多い。米作に比して二・三倍、みかん作にたいして一・三倍の労働量が要求され(のちの第18表をみよ)、なかでも直接的な病虫害対策に費される労働量は——豊作である昭和二五年ですら——全量の四〇・八%を占めてゐる(第17表)。袋掛・除袋を中心としたかかる労働は簡単労働であ

第 18 表 生産労働時間における月間偏差

偏差の指標	青 森			愛 媛		
	リンゴ	米	計	みかん	米	計
調査戸数	戸 30 時間 —	戸 6 時間 —	戸 36 時間 —	戸 6 時間 6.9	戸 7 時間 —	戸 13 時間 6.9
月 別 労働 時間	1月	—	—	6.9	—	6.9
	2	8.4	8.4	7.9	—	7.9
	3	20.6	23.0	36.9	—	36.9
	4	49.1	62.0	33.2	—	33.2
	5	47.1	95.3	45.2	19.4	64.6
	6	146.2	175.5	29.6	67.0	96.6
	7	69.2	97.1	42.8	48.0	90.8
	8	29.5	45.6	39.2	24.4	63.6
	9	44.1	60.1	26.9	12.2	39.1
	10	68.0	102.4	33.4	22.5	55.9
	11	46.0	73.4	34.1	27.2	61.3
	12	—	—	60.0	22.5	82.5
計	528.2	214.6	742.8	396.1	243.2	639.3
月 平 均 値	52.8	23.8	74.3	33.0	30.4	53.3
分 散 度	最大値(月)	146.2	175.5	60.0	48.0	96.6
	最小値(月)	8.4	8.4	6.9	12.2	6.9
	月平均偏差	±25.0	±31.6	±10.1	±13.6	±23.8

商業的農業展開の諸条件

青森・愛媛各県統計調査事務所の「生産費調査」による。昭和25年産。反当。能力換算。月平均値は労働した月のみの平均をとつた。

つて一定の確かさをもつた速度が要請されるが、このために家族全員が動員され雇傭労働の集中する農繁期（六月）を形成する。水田兼営の農家のばあいにはこれが田植期と競合して労働需要上の峻烈なピークとなるのである（第18表）。これが結果として、月平均労働時間に対する月平均偏差において、リンゴ生産のみでも（±25・〇時間、リンゴと米との合計（両者各一反あて）では更に（±34・六時間という顕著な月間変動を示すこととなる。これにたいして、愛媛県みかん生産の事例では（±1〇・一時間にすぎず、それが米作と兼営された（両者各一反あて）として（±12・三・八時間であるにすぎない。この顕著な農繁期の労働需要をいかに

第 19 表 反当労働投下量の階層差

(単位:時間)

経営階層別		家族	雇 傭	計
リンゴ	1.5 町以上	197.5	400.8	598.3
	1.5~1.0町	285.1	236.1	521.2
	1.0~0.5町	381.6	125.4	507.0
	0.5 町未満	418.8	71.0	489.8
平均		316.0	212.1	528.1
米	4.0~3.0町	202.3	14.4	216.7
	3.0~2.0町	193.2	27.7	220.9
	2.0~1.0町	206.1	31.6	237.7
	1.0 町未満	202.5	49.8	252.3
	平均	200.5	32.1	232.6

昭和25年産。青森統計調査事務所「生産費調査」による県平均。(註37に注意せよ。)

充足しているかが本節の主題である。

一つの概算を試みよう。⁽³⁸⁾ 当部落の二町以上層のばあいには、リンゴ園平均面積は一四・一反、水田は八・八反であるから、それぞれに『生産費調査』で与えられた六月の反当労働時間を乗じてこれを一日平均九時間として換算すれば、この経営として必要な六月中の労働量は二五七・六日となる。ここで月間三〇日働くとするれば八・一人、二〇日とすれば一二・九人を一日平均に要する計算である。これを第20表の自家労働力五・一人と対比すれば三・〇七・八人の労働力を毎日雇傭しなければならぬこととなる。実際ではもつと多くなろう。一つには五・一人の自家労働力は能力の換算なく、またフルに働くとは仮定してであり、

また一つにはこれらの経営は、全階層の平均としての投入量を遙かにこえた集約的な労働投下を行っているからである。⁽³⁹⁾ (第19表)。

1 家族労働力による充足

リンゴ生産にあつてもその基幹的労働力は家族労働力である。

上層の農家ほどその家族構成において、数組の兄弟夫婦を同居させ、また生産年齢に達した未婚家族を保留する複合家族的類型が多く、したがって全体として家族員数は増大している(第20表)。また特徴的だといえるのは養子が多い点である。一二〇戸のうち養子のある戸数一三戸、人数にして一五名。上層に及ぶほど通念的ないみでの家産の継承から離れて、事実上の労働力補強のいみを与えられるとしてよい。これは直系の嗣子があつても養子をと

第 20 表 一 戸 当 勞 働 力 の 構 成

(単位:人)

経 営 地 別 広 狭 別	主として農業 と家のもの 主自に	主として農業 と家のもの 主自に	被養者	計	常 雇 (借子)	外部労働力 延人数	調 査 戸 数
2 町 以 上	5.1	0.1	4.9	10.1	1.4	153.7	10戸
2 ~ 1 町	4.3	0.1	3.9	8.3	0.3	61.4	40
1 ~ 0.5 町	3.1	0.3	3.4	6.8	0.1	20.8	34
0.5 町未満	2.0	1.1	2.7	5.8	—	5.7	41

商業的農業展開の諸条件

外部労働力は「ゆい」をも含む「臨時雇・手傳」などの経営外より導入する非常勤労働力の総括である。

り、あるいは一戸に二名をもつものすらある点からも察せられよう。後にみるように借子が養子に逆転するばあいには、依然としてかれは事実上の常備（「借子」）である。要するに上層農家の労働事情へのかかる対応形態は以下のように理解してよいだろう。それは第一に思うままに随時・随所に駆使できる労働力を常態として保留しておく——それが可能な家長制的基盤のうえにたつ——きわめて安易ないわば消極的な対応形態である。第二にこのことは、右の家族労働力が、時機をえて分家するような場合でも、それを本家が引続いて調達できる形でないでおこうとする方向に連つてゐる。第三に、とはいうもののこのような消極的な対応の様式は他の反面では人口重圧的な負担となり、リング生産労働の季節性が大きいためにますますこの面が強められる。さらに商品生産の発展は所要労働力を自家労働力に限定するというような制限性を突破するよう、たえず要求している。この点は総労働量においてそうであり、時期的にはますますそうである。そこに、かような対応形態が限界づけられ、労働需給の場面がより一層外延化していく契機もある。

2 常雇による充足（借子制度）

借子（刈子・仮子）（カリコ、カレコ、カレゴ）⁽⁴⁰⁾とは津軽地方における「常雇」（通念的に）の呼称であるが、それはただたんに常雇であるのではない。主と

して「貧農の子女」が「一定期間の契約のもとに前渡金をなし、農家に雇傭され、田畑作・リンゴ栽培に、また家事子守に」⁽⁴¹⁾従事するものの謂であるが、「報酬は多くは年極め前払いで玄米あるいは白米で生家に渡し、時に現金決済でなすものもある」⁽⁴²⁾(傍点筆者)。かかる借子は青森労働基準監督局の調査報告によれば津軽五郡下にその数一、八一八名となつてゐる(昭和二六年現在)が、実数は二千名を遙かに上廻るとみてよいのである。借子契約は大半が形式上一年となつてはいるが「大体は翌年も継続的に同じ家に雇われるのが習慣」である。年間の報酬は、戦前では上借子(熟練)が精米一〇俵、初借子(未熟練)で七〜八俵であつた。戦後は一段と貨幣支払が増加し、とくにリンゴ作農家に雇傭されるときにそうである。一五〜一八才の娘借子は年間二〜二・五万円、男子借子は二・五〜三万円、一八才を超えれば前者が二・五〜三万円、後者で三〜四万円(いずれも食付)がふつうであるから、他と比較してもさして劣悪な労働条件とは云えない。しかしその就業条件は過重で、一二才位からすでに初借子となり、ふつうには「一五才以上からは一人前として労働に従事し」「実労働時間は一三〜一四時間」、農繁期には一五〜一八時間となつてゐる。⁽⁴³⁾大半は半永久的に一定の農家に雇傭されることとなるが(われわれの調査によつてみれば)、その後に分家と称して僅かの田畑と住居(同居もみえる)を与えられて名目的に独立するものもあり、あるいは借子が養子として逆に家族内に吸収される場合もある。当部落における調査事例を拾つてみよう(第21表)。

(a) 借子A(男三才、本村M部落出身)は一三才の時に当家に来り、借子契約として生家は年に米一〇俵前後を受取つていた。本人には衣食のはか小遣銭として戦前三三円を与えられていただけで、戦後に費用を与えられて結婚し、現在は夫婦借子の形で働いてゐる。

(b) 借子B(男二七才、南津軽郡丁村出身、昭和二一年より)は生家の方に四万円を与えられ、本人には小遣銭・衣食を与

第21表 常雇(借子)状況

経営地別 広狭別	常雇 人数	常雇のいる戸数				総戸数
		計	3人	2人	1人	
2町以上	20人	10戸	3戸	4戸	3戸	10戸
2～1町	13	11	—	2	9	40
1～0.5町	4	4	—	—	4	34
0.5町未満	—	—	—	—	—	41
計	37	25	3	6	16	125

えられる。借子C(男二三才、南津縣郡丁村出身、昭和二年より)は、生家に年四万五千円を与えられ、本人には衣食のみ給せられる。

(c) 借子D(男二〇才、当部落出身、昭和二年より)は、三万円の年契約で主家に入つた。主家はDの本家で、Dの父は借金返済に窮してDを借子に出している。

(d) 借子E(男一八才、当部落出身、昭和二年より)は、父が昭和五年に營林署架橋工事中に死亡し、生計を破綻されたため借子となつた。主家とEの生家との間には手伝労働の關係も成立している。等々。

右のように借子制度の特徴は、(1)前渡金契約にもとづき、(2)それが年ぎめで借子の生家に直接手渡され、(3)しかも、本人には長時間の重労働が拘束的に強要される、この三点にあるとしてよい。その形態がいかにな代代的(貨幣的)に紛飾されているとはいへ、また——人身売買が問題とされる時に雇傭主側の口からよく聞くとところであるが——本人は「生家にいるよりもこの方を望んでいる」ことがしばしばであるとはいへ、それが人格の売買であつて労働力商品の自立的な売買ではない点は依然として事え、その段階にはほど遠いというべきであらう。(さきの調査事例において当部落出身の借子が他地出身のそれに比して評価が低い点は、のちにみる血縁・非血縁の外部労働力の存在形態と相通するものである。)

その借子の苛酷な就業状態は既に幾多の社会問題として世論を喚び起しているところである。(14)ともかく右の借子の性格がさきの家族構成——養子の線に沿いつつ、併せて部落の労働關係の基本的性格(「労働力の人格的隷従性——自己労働力

第 22 表 (A) 各階層にたいする外部労働力の構成

経 営 地 広 狭 別	雇 傭 ・ 手 伝				ゆ い				総 計
	血 縁		非 血 縁		血 縁		非 血 縁		
	内	外	内	外	内	外	内	外	
2 町 以 上	42.4	3.6	50.7	—	3.3	—	—	—	100(1,530)
2 ～ 1 町	30.9	9.8	38.3	8.3	11.1	0.3	1.3	—	100(2,456)
1 ～ 0.5 町	24.4	31.8	28.3	—	15.1	0.4	—	—	100(707)
0.5 町未満	22.5	—	29.0	—	23.3	6.4	18.8	—	100(235)
計	33.2	10.6	40.2	4.2	9.8	0.5	1.5	—	100(4,928)

第20表の外部労働力の総計（一戸当ではない）の内訳を示す。

「内」「外」とは当部落の内・外の意味。

昭和27年9月～28年8月の1年間を対象とした。23～25表も同様である。

第 22 表 (B)

(単位・%)

経 営 地 広 狭 別	雇 傭 ・ 手 伝	血 縁	当 部 落 外
2 町 以 上	96.7	49.3	6.9
2 ~ 1 町	87.3	52.1	18.4
1 ~ 0.5 町	84.5	71.7	32.2
0.5 町未満	51.5	52.2	6.4
計	88.2	54.1	15.3

前の (A) 表の各項目を累計せるもの。

の価値評価の未形成) を色濃く打出しており、臨時雇・手伝などの外部雇傭労働力はこれに規制され、これを補充する関係においてあらわれる。

3 外部労働力による充足 (臨時雇・手伝)

外部労働力は主に六月の袋掛作業に集中し、一一～二月の収穫作業にも需要が多い。「ゆい」(手間替)をも含めての一戸当労働力需要量(さきの第20表)をみれば当然にも上層ほど大である。とくに二町以上層が一五三人で圧倒的に大きく、二～一町層は六一・四人で前者の四割にとどまつている。下層ほど減少するとはいえ、五反未満層においてもなお六人弱の導入をみている。かかる需要量の階層的な差異はその内容構成からみても著しく異なるものがある。

当部落の労働需要配分を示す第22表A・Bの二表をみられたい。これから次の諸点を指摘できよう。第一に、「ゆい」に対する雇傭・手伝の比率は上層ほど大きく、とくに二町以上層で

は九六・七％で外部労働力のほとんどすべてを占めている。これを血縁と非血縁に分けてみても、いずれも上層ほど比率が増大している。また部落内の雇傭・手伝についてみればどの階層においても非血縁労働力によるものの比重が大きい。第二に、右の点は下層に及ぶほど「ゆい」に依存する度合が大きくなるということの逆の表現である。五反未満層では、その総需要量の四八・五％までが「ゆい」によつて賄われている。これに反して二町以上層では、「ゆい」は血縁のばあい例外的にのみ行われているにすぎない。「ゆい」を血縁と非血縁に分けてみても、いずれも下層ほどその比率が大きい。第三に、以上の結果として、血縁労働力で賄われる部分の比率は中間層に大であつて、とくに一〇・五町層では七一・七％を示す。これは当部落内からの雇傭・手伝だけについてみれば上層ほど大きくなくなるにもかかわらず、一つには当部落外からの血縁労働力と、また一つには「ゆい」がいずれも下層ほど増加しているためである。第四に、雇傭・手伝および「ゆい」を通じて部落外に依存する比率は中間層に大きい。一〇・五町層では三二・二％におよぶ。なお五反未満層では部落外労働力の導入は「ゆい」による以外には全く見当らないのは注目されてよい。

以上を整理すれば、二町以上層では部落内からの雇傭・手伝がその需要の中核をなしており、量的にも著しく他階層を引はなしている。しかも血縁による部分が二町一町層の三〇・九％に比して四二・四％（一戸当りでは一九人にたいして六四・九人）と依然大きい点を指摘できよう。これに対して、二町一町層では「ゆい」と部落外との比重が増加しており、一〇・五町層にこの傾向がより著しい。五反未満層ではその導入形態は雇傭・手伝と「ゆい」とが相半ばしているが、外部労働力の需要量はすでに他に比して微小である。したがつてここで論理の過程をぬきにして結論的にいうならば、二町以上層が部落内の労働力（血縁・非血縁とも）を一方的に掌握している（中でも血縁比重がかなり大

きい)ために、その他の諸階層は——下層におよぶほど——部落外または「ゆい」などに依存せざるをえない需要形態においやられている、とすることができよう。それは同時に、前者においては作業適期に、後者ではその前後に自己経営が処理されていることと結びついている。⁽⁴⁶⁾以下に、(a)血縁労働力、(b)非血縁労働力、(c)「ゆい」の三点に分けて、それぞれの供給側の性格をみていこう。

(a) 血縁労働力

上層農家に血縁としての労働力を提供するのには、まず圧倒的に五反未満層であつて、次いで二―一町層におよぶ中間階層である(第23表A)。前者についていえば、その五割以上(五一・二%)が昭和一二一年以降の新設農家、分家農家——むろん部落外からの移住者も数戸ある——である。云うまでもなく、分家は本家と血縁関係にある者が大半を占めるが、借子・養子などの分家化も忘れてはならない。分家にさいしては主に二形態がある。(1)土地貸付(小作関係の形成)。このばあい労働の反対給付を条件として小作料支払のないもの(労働地代形態)と、生産手段——とくに薬剤撤布用の動力噴霧機、牛馬、リンゴ貯蔵庫など——の貸借によつて手伝労働を給付するものがある。このような小作関係は——とくにリンゴ園が貸付けられるときには——数年を経ずして解消され自作化するものが多いが、その時の交換条件として本家にたいする労働供給を定めている例が多い。(2)土地贈与。これもまた多くは当然の義理(義務)として手伝関係が形成される。(1)(2)いずれの形態にあつても、分家にさいして与えられる生産手段(土地をも含めて)は零細であり、たとえそれが自作農形態をとろうとも、分家の農民としての独立性は乏しい。このようにして(1)不時・常時の金融、(2)生産手段貸与、(3)就業場面の提供等々は本家の分家にたいする不可避的な「温情性」の拠点となり、
「本家が倒れたら俺も駄目だ」という農民の言葉は、事実上、分家「農民の自家経営は地主経済の条件であり、その

目的とするところは——農民に生活手段を「保証」することではなく——地主に働き手を「保証」する⁽⁴⁷⁾ものである

ことを如実に示している。かかる事情のもとで部落内の分家Ⅱ血縁の零細農民の労働力が本家Ⅰ地主経営のためにもつとも有利に活用され得るのである。なお自己経営にすでに他人労働を採り入れている一町層ですら二町以上層への労働給付がみられるのは、彼等が発展しえたその基礎が本家の有力さにかかっていたことにより、その間の連繫維持のいみをもっている。とはいえ、彼等の労働力供給は同階層にたいするものが主であつて(第23表A)、下層にたいするものすらあるのは、リンゴ生産における技術供与であるとしてよい。(例えばさきの第15表における生産性指標、ま

供給戸数別

(単位:戸)

0.5町未満			計			供給戸数 ^(除く重復を) ₃₎
水田	リンゴ	計	水田	リンゴ	計	
—	—	—	—	—	—	—
—	2	2	7	12	16	11
—	—	—	23	25	34	20
1	2	3	46	54	64	34
1	4	5	76	91	114	65
—	—	—	10	16	18	17
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	3	2	3	3
—	2	2	11	15	16	15
—	2	2	14	17	19	18
—	—	—	—	3	3	3

4) 非血縁については、一戸の農家にたいする供給が水田とリンゴ作業の合計で10日未満であるような労働供給農家は、除外した。

日数別

0.5町未満			計		
水田	リンゴ	計	水田	リンゴ	計
戸	戸	戸	戸	戸	戸
—	—	—	(1)	1(2)	1(5)
—	2	2	24(4)	51(7)	67(9)
1	2	3	52(5)	39(7)	46(5)
1	4	5	76(10)	91(16)	114(18)
日	日	日	日	日	日
3	50	53	533(212)	1,100(309)	1,633(521)
戸	戸	戸	戸	戸	戸
—	—	—	—	5	5(1)
—	1	1	10	10(3)	14(2)
—	1	—	4	3	—
—	2	2	14	17(3)	19(3)
日	日	日	日	日	日
—	17	17	140(20)	769(185)	909(205)

に準ずる。

第23表 各階層にたいする労働

A. 出身階層

商業的農業展開の諸条件

需要階層 作業部門		2町以上			2～1町			1～0.5町		
		水田	リンゴ	計 ²⁾	水田	リンゴ	計	水田	リンゴ	計
血縁	2町以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2～1町	2	3	4	4	7	9	1	—	1
	1～0.5町	9	11	12	12	13	19	2	1	3
	0.5町未満	15	15	16	19	29	32	11	8	13
	計	26	29	32	35	49	60	14	9	17
当部落外		1	1	1	6	10	12	3	5	5
非血縁 ⁴⁾	2町以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2～1町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1～0.5町	1	1	1	2	1	2	—	—	—
	0.5町未満	8	7	8	3	5	5	—	1	1
	計	9	8	9	5	6	7	—	1	1
当部落外		—	—	—	—	3	3	—	—	—

- 「ゆい」を含みぬ一方的供給のみを示す。
- 同一農家で「水田」と「リンゴ」の両作業に働きに行くものは、この「計」では1戸として示され、2戸ではない。左の二項の単純合計ではない。
- たとえば、1戸の農家が6戸の農家に働きに行くときは左の諸欄では供給戸数は6戸として示されている。本項ではこれを1戸として示した。

B. 労働供給

需要階層 作業部門		2町以上			2～1町			1～0.5町		
		水田	リンゴ	計	水田	リンゴ	計	水田	リンゴ	計
血縁	50日以上	— ^戸	1 ^戸	1 ^戸	— ^戸	— ^戸	— ^戸	— ^戸	— ^戸	— ^戸
	50～10日	7 ⁽¹⁾	19 ⁽¹⁾	24 ⁽¹⁾	12 ⁽³⁾	25 ⁽⁴⁾	32 ⁽⁶⁾	5 ⁽¹⁾	5 ⁽²⁾	9 ⁽³⁾
	10日未満	9	7	7	23 ⁽³⁾	24 ⁽⁵⁾	28 ⁽⁴⁾	9 ⁽²⁾	4 ⁽²⁾	8 ⁽¹⁾
	計	26 ⁽¹⁾	29 ⁽¹⁾	32 ⁽¹⁾	35 ⁽⁶⁾	49 ⁽¹⁰⁾	60 ⁽¹²⁾	14 ⁽³⁾	9 ⁽⁵⁾	17 ⁽⁵⁾
	総日数	200 ⁽³⁵⁾	449 ⁽²⁰⁾	649 ⁽⁵⁵⁾	243 ⁽⁷⁰⁾	516 ⁽¹⁷¹⁾	759 ⁽²⁴¹⁾	87 ⁽¹⁰⁷⁾	85 ⁽¹¹⁸⁾	172 ⁽²²⁵⁾
非血縁	50日以上	— ^戸	2 ^戸	3 ^戸	— ^戸	1 ^戸	1 ^戸	— ^戸	1 ^戸	1 ^戸
	50～10日	7	5	6	3	4 ⁽³⁾	6 ⁽²⁾	—	—	—
	10日未満	2	1	—	2	1	—	—	—	—
	計	9	8	9	5	6 ⁽³⁾	7 ⁽³⁾	—	1	1
	総日数	104	395	499	36 ⁽²⁰⁾	157 ⁽¹⁸⁵⁾	193 ⁽²⁰⁵⁾	—	200	200

()内は当部落外からのもので括弧外の数字には含まれていない。その他はA表

たのちの第27表における農事研究会の構成をみよ。この階層の中に生産技術の導入などにもつとも熱心な農家をもつとも多く見出すことができる。一〇二町層の労働供給が水田作業よりもリンゴ作業に多いのは、この理由によるものであろう。

かように、二町以上層はその外部労働力の導入が他の諸階層に比して圧倒的に大きく、それが「ゆい」ではなく雇傭・手伝の一方的な労働力取得であるという点で「上層農家」であるだけではない。それはまた右の外部労働力を血縁Ⅱ分家労働力として最大限に駆使するところの「本家農家」であるという反面の規定性をもっている。それを可能ならしめる環境がたえず再生産される事情にもとづいて、中間層のように部落外雇傭・「ゆい」交換の必要を認めていないのだと云いえよう。この点からすれば、中間層農民（主として二一町層）はかかる環境の受益者・利用者たる地位にはない。さらに血縁にあつては二町以上層にたいする供給のうち一〇日未満よりも一〇一五〇日の方が多いという事、つまりその労働供給はすぐれて固定的であることも同じ意味において理解されよう（第23表B）。なお、五日を超える供給は臨時雇・手伝というよりもむしろこの固定性が強化された「かよいの常雇」といつた性格が強い。このような固定的供給は血縁ではむしろ部落外から、非血縁では部落内からという傾向がみられる。

(b) 非血縁労働力

非血縁労働力を供給する農家は五反未満層に集中する（第23表A）。この形態は前の血縁形態よりも労働力販売者としての性格は一層純粹であり、さきの本家にたいする供給を——需要者・供給者の双方がそれぞれの意味において——補充するものとしてよい。だが非血縁労働力の供給者が雇傭主にとつては他家の分家であるとしても、不完全自立の生産者として持続されるかぎり（より賃労働的な形態であるという）その近代的性格は仮想であるにすぎない。それは、この部落の労働供給が本家—分家の血縁労働関係を基調として生成され、それが非血縁労働力の性格をも規制し

第 24 表 非血縁労働の成立理由別件数

理 由 別	50日 以上	50～ 20日	20～ 10日	計
もとの雇人	4 (1)		2 (1)	6 (2)
小 作		1		1
もとの小作			1	1
牛馬を貸す		(1)	1	1 (1)
車と馬を貸す			2	2
リンゴの剪定			1	1
計	4 (1)	1 (1)	7 (1)	12 (3)
特定理由なし	1	5	1	7
合 計	5 (1)	6 (1)	8 (1)	19 (3)

10日以上を供給するもののみにについての調査。

()内は当部落外からのもので、括弧外の数字には含まれていない。

供給事例がかなり多いという点ではその分解の進行も認めねばなるまい。

(c) 「ゆゑ」

「ゆゑ」に結ばれる形態は下層に及ぶほどその労働需要充足の主要形態になることはすでにみた。しかしその関係戸数では、水田とリンゴ作業の延総戸数五二戸のうち二一町層が二七戸で約五強割を占めている(第25表)。これは血縁による分家労働力を取得できる地位にない農家群(前節の二一町層の生産展開を想起せよ)の特徴として、さきの部

第 25 表 ゆ い 交 換 の 階 層 関 係

階 層 作 業 部 門 関 係 数	2 町 以 上		2 ～ 1 町		1 ～ 0.5 町		0.5 町 未 満		計	
	水 田	リンゴ	水 田	リンゴ	水 田	リンゴ	水 田	リンゴ	水 田	リンゴ
関 係 実 戸 数	戸 3	戸 2	戸 21	戸 6	戸 6	戸 3	戸 4	戸 7	戸 34	戸 18
関 係 件 数	件 6	件 2	件 26	件 10	件 7	件 6	件 7	件 7	件 46	件 25
相手階層別の件数	2 町 以 上	—	—	4	1	1	—	1	1	
	2 ～ 1 町	4	1	11	1	6	5	4	3	
	1 ～ 0.5 町	1	—	6	5	—	—	—	1	
	0.5 町 未 満	1	1	4	3	—	1	—	1	
	部 落 外	—	—	1	—	—	2	1	1	

商業的農業展開の諸条件

1 戸が 1 件のゆい関係をもつだけであれば、関係実戸数と関係件数とは一致するけれども、通常は 1 戸が 2 件以上をもつことが多いから上表のような喰違いが生ずる。

二五〇

落外労働力の取得が比較的・量的にこの層に最大であることと表裏する。関係件数からみれば、総計では水田作業が四六件、リンゴ作業が二五件であつて、特殊例として水田作業とリンゴ作業との交換が一件ある。このように「ゆい」が水田よりもリンゴ作業に少いのは、(1)技術的にそれが成立しがたい面（不測の病虫害発生、適期処置のより以上の必要性——それは労働需要の競合をより尖锐化する、等々）があるとともに、(2)より基本的にはかかる慣行的方式がよつてたつ全体的な平等性の基礎が、商品生産の展開とともに掘りくずされていく点にその理由を求めてよいのではないだろうか。⁴⁸⁾

最後に二、三の調査事例をあげておこう。

(1)〔No. 76〕農家は本家〔No. 8〕が戦時中手間不足であつたために、昭和一六年以降、そのリンゴ園を小作している。また、本家から馬を年間一五日位借りるために田植を六日手伝い、部落共有地を分割して個人有となつた採草地四反は家畜

をもつていないために本家に無償提供している。

(ii) 「No. 9」農家の養子であつた「No. 88」農家は昭和二二年に五畝のリンゴ園を譲り受けて独立した。夫婦共に年間約四〇日位手伝いに行く。

(iii) 「No. 130」農家は「No. 24」農家の借子であつた。現在分家し一応独立したとはいへ名目のみで、いぜん同居し八カ月は全労働を提供し、残余の四カ月のうち三カ月は山に入つて木樵となつてゐる。農業上の生産手段は皆無。等々。

註(38) 農繁期(六月)労働需要の解決如何が年間の労働力保持量とその配分を決定する——とくに農民の現時的・直接的な意識のうえでは——目安となるとみてよいと思われるので、このような計算を試みた。

(39) この第19表では、リンゴにおいては上層ほど労働投下量が大きいかかわらず、米ではその逆に下層ほど増大している。全国を農区別にみた場合にも、この米のときと同一の傾向となる(近藤康男編『日本農業の統計的分析』昭和二八年、二〇六―九頁)。何故こうなるかは多分に問題であるが、一応次のように考えてよいであらう。この第19表のなかで米とリンゴとを比較してわかるように、家族労働量はいずれの場合にも下層ほど増投されており、むしろリンゴ生産においては米作の対応諸階層のそれぞれ二倍に達するほどであつて、五反未満層ではほとんどその極限にあるとさえ思われるが、しかも雇傭労働における関係は全く逆で、それがまた量的に家族労働量の六七%に及ぶ(平均として)ほどであるために、リンゴ生産では米作ないしは全国平均の傾向にたいする全くの逆転を生じ、家族と雇傭の合計においてもそうなつてゐる。従つて一般的には、商品性の著しい集約的な農耕部門のみを、それも地域的にその条件の同一性が保証されうる範囲内であつてみるならば、リンゴ生産のように上層ほど反当総労働投下量は大きく現れるのではないだろうか。つまり、このような部門では平均的に必要とされる労働投下量は著しく多く、家族労働力の限界をはるかに超えている。下層農家におけるその客観性を失つた自家労働力の大量投下も、その資本不足——雇傭能力の欠如をその一部とする——を如何ともなしたい事歴を明瞭に示しているのであつて、全国的な総括のもとでは、かかる部門の特徴は全く打消されてゐるとしてよいであらう。

(40) 前掲『改革史』三四三―四頁。

(41) 青森労働基準監督局の調査報告(昭和二六年)による。

商業的農業展開の諸条件

- (42) 前掲『改革史』三四三頁。
 (43) 以上はいずれも前掲監督局報告による。
 (44) 前掲、阪本『基本的構造』五七頁、あるいは昭和二十七年一月二七日号『サンデー毎日』の記載をみよ。次のような借子証文の実例は借子の全人格的拘束を如実に示している。

借 子 証 文	
一、給代金何口也	
右給代金受領候処実証也	
然る上は自何年何月何日至何年何月何日迄昼夜何時たりといえども御奉公御用命に應ずべくもつとも本人病氣の際は保証人において立代り御奉公申可く候	
後日念のため借子証文一札件の如し	
何年何月何日	
本人印	保証人印

- (45) 便宜上、血族では五親等以内を血縁とした。姻族では三親等までである。その他に本家として数代前の分家先が特定の地位にある。
 (46) 袋掛時期をみると階層的に下層に、およびほどその時期が早くなつており、中心的な時期には他家の袋掛に従事している。
 (47) 前掲、レーニン『発展』(上)、二四六頁。
 (48) 積雪地方農村経済調査所『ゆいの分布等に関する調査』(昭和一八年)をみよ。ここでも「ゆい」は水田作業に集中的で、リンゴ作業・登壇作業などと特殊化するにしたがつて漸減している。

五、一応のむすび

1 「生産的条件のほかに——とリヤシチェンコは総括している——農産物価格の水準に変化を起させるものは、

工業化および都市化の一般的な急速な発達、急激で一般的な政治的・軍事的諸条件に伴う農産物需要の根本的な変化である。⁽⁴⁹⁾とくに果樹生産物はかかる需要変動に敏感であり、「市場連関性」が強い。さきの第5表は明治末の広汎な進出と昭和一〇年前後からの再度の生産増大を示しており、さらに戦後はより一層零細な農民層にリンゴ生産が拡大していつたことを示している。戦前の生産展開が資本の發展法則としての戦争経済に伴う軍需インフレによつて形成され、リンゴ生産展開の各転期がそれに結び付いて与えられることは特筆されなければならないが、戦後はこれに加えて、所得水準の低下のもとで砂糖など一般に甘味製品との競合的性質からその代替性において優位にたつた事情もまた看過できない別の特徴である。

米作経済がさきには寄生地主的土地所有の集中的な収奪の具となり、ついでは、資本干渉の場となつていくに反して、リンゴ生産——概して果樹生産——は相対的なきざられた意味においてではあるが、政策的にも、また地主寄生的な側面からも解放されて立つていたことは、ますますこの間の事情を促進したとみられる。さらに養蚕における製糸資本のごとき収奪なく⁽⁵⁰⁾、煙草作におけるような国家的生産管理もなかつた点もあげらるべきであろう。主として、これらの諸事情がわが国においてしばしば果樹生産部門——リンゴ・みかんなど——にかなりの商業的農業の展開をみたといわれる促進的・具体的な諸側面であらう。

2 だが零細な農民層までが広汎にリンゴ生産に参加しうるためにはより以上の条件を必要とした。「所有権のより自由な土地」が求められ、これが共有地によつて充された。農民のリンゴ生産は傾斜地・共有地・低地・立地の分割・解体を軸線として展開されたのである。果樹生産の固定性の一面をなす諸負担の重圧を緩和しえたのは、このいわば「フロンティア的」立地に負うところが大きい。これらのうちに、商業的農業としてのリンゴ生産における「農

第 26 表 動力噴霧機の導入状況

導入時期	2町以上	2～1町	1～0.5町	0.5町未満	計
大正 8 ～ 昭和 6 年	5.0台	5.1台	1台	1台	10.1台
昭和 7 ～ 12	4.0	16.4	4.0	—	24.4
13 ～ 20	1.0	9.3	3.5	—	13.8
21 ～ 28	4.0	8.0	4.3	2.3	18.6
計 (現在数)	14.0	38.8	11.8	2.3	66.9
うち電動機によるもの の台数	8.0	10.5	2.5	—	21.0
導入率	140%	97%	35%	6%	53%

商業的農業展開の諸条件

導入時期は現在所有し使用しているものについてのもの。少数部分は共有を示す。従来は石油発動機によつていたが最近になって電動機が入っている（リング園電化）。これはより能率高く、「富農性」の一指標となる。

導入率＝導入台数÷その階層の総戸数

民性」から「富農性」への展開が打出されたというべきであろう。（その一指標として二町以上層ならびに二～一町層における動力噴霧機の躍進的な導入ぶりをみる事ができる。第26表をみよう。）

3 他面では、かかる「富農性」への展開は直ちに自由な農民的生産力の開花を意味したのではない。集約的な耕作の要請、一定の平均的・標準的資本定量の必要が、大量的な労働投下のもとで充足されねばならなかつた。その可否が生産力担当者たる資格の有無を決定したといつてよい。当部落ではリング生産に先行する過程において新炭商Ⅱ本家としてすでに資産的・身分的な優位を示し、さらにリング生産においても家族労働力―養子―借子―血縁(分家)雇傭と、一貫した隷属的な労働力を集中した本家Ⅱ自作地主層が終始圧倒的な土地集中をみせ、脱水田化Ⅱリング專業化の志向を拡大していつたのであつた。かかる隷属的な労働力を駆使して立つという、その「地主性」が「富農性」の反面を彩つていたのである。右の諸般の条件なく、むしろその可能性を新しい基礎の上に自ら農民的に開拓しながらその前進性を示した一部の農民層(主として二～一町層にある)は、その生産性・技術的諸能性

においてはむしろ自作地主層を凌駕してさえいる。とはいえ、労働関係における彼等の不利性はその生産展開を著しく阻害し、自作地主層への従属を余儀なくされているとみてよいだろう。とくに経営地の拡大の面でそれが著しい。

4 かかる本家Ⅱ自作地主層が示す二面性、「地主性」と「富農性」とが意味するところを再びここに要約しよう。

第一に、直接的にはそれは家族構成から非血縁労働力にいたる一貫した労働関係のうちに実的な作用の場面をもつている。部落内の不完全自立の農民層の労働力は自作地主層にとつてもつとも有利に駆使されている。

第二に、間接的には山林・農地所有のいわば前近代的な土地独占——それはたとえかれらが自作農の名義を背負つていても分家Ⅱ下層零細農民にその過小耕地と欠乏せる生産手段によつて完全な人格的自立性と生産性とを発揮せしめ得ないという意味において——が第一の条件の基礎をなしている。これが、「軒先に迫る国有地」とともに零細農民層を圧迫し、農業外雇傭場面の稀薄性（それは農民の自己労働力評価を遲滞させる）と相まって、さきの労働関係を不₍₅₁₎断に生成してくる基底となるのである。このもとで分家農民は、いわば本家の擬制的な家族として、単純な労働力創出という以上に零細な農民として、繋留し固定される。農民としてという点が強調されなければならない。というのは、それが一方では自作地主層の土地独占を、そこから引出されるいわば「原生的（土地）生産力（土地の優勢・広狭）」にもとづく超過利益——地代依存——の可能性を、現実化するからであり、他方では同じことではあるが、固定的・隷属的な労働力をたえず安易に供給することとなるからである。要するに、かかる労働関係を媒介として初めて本家Ⅱ自作地主層の土地独占は本来的にその機能を発揮するのである。⁽⁵¹⁾この点に、右の労働関係の形成が「富農性」の要求でありしかも「地主性」の機能であるといえる理由がある。

第三に、右の「地主性」のもとでの「富農性」は、商品生産のより一層有利な諸条件を農協・村会・市場などのよ

り広域な背景との連繫・依存において（それらを媒介として）、自作上層Ⅱ一町層の自己の側への吸着を促進しながら実現しようとする点に見出される。⁽⁵²⁾⁽⁵³⁾ 現在の諸情勢は「地主性」依存の機構をたんに部落内的なものに止めないで、かれらの右の傾向を強化・促進しており（だがこのことは一面ではかれら自作地主層が「地主性」脱却に転ずる可能性をも内包している点に注意しなければならない）、これがために、ただたんに個々の農家の経済性諸指標だけでは理解しきれないような「一見奇異な」序列を往々にあらわしてくるのである。（たとえば、戦後の家屋新築とか所得更正決定額における序列のような。）

5 以上に当部落における自作地主層の「地主性」と「富農性」とのいわば補強しあう諸関係を示した。それは、東畑教授の言葉をかりていえば、『単なる』小地主（飯米取得の零細地主）ではなく『動態的な』小地主（專業的自作地主）のもつ基本的な性格を示すものではないだろうか。つまりそのかぎりでは、自作地主層の「地主性」からの脱却を望むことはできないし、また——これは重要な点であるが——かれらが「富農性」をすてて寄生地主の列に参加（上昇）する地主予備軍としての性格を内包していることもできないのである。それよりもこの二面的規定性が示す明白な矛盾・対決は、むしろ下層農民の動向によつてその帰趨を決定せしめられよう。ここでは調査地にみられた二つの事例をあげて、本稿を閉じることとした。

第一に、下層農民の間に漸進的であるとはいえず労働力自立化の志向・徴候をみることができる。さきの労働需給においてみた五〇日以上の供給はすでに「住込み」から「かよい」への移行を示すものであり、さらに戦後に復員・引揚などを通じて弘前市を中心に大量の失業人口が沈積したが、これを母体とする労働力が農村日雇労働者の典型を示しながら（戦前に数倍する規模において）近郊栽培地帯から僻地へと浸透しつつある現状も看過することはできない。か

かる農村日雇労働者群の形成と下層定着農家群の漸次的なそれへの合流——流動性の増大——の傾向は、本・分家的支配に束縛された労働力の人格的自立化へ——農民から労働者へ——の胎動を示す徴候であるといえよう。⁽⁵⁴⁾

第二に、下層農民の土地欠乏——国有地解放の要求——をあげねばならない。共有地開拓・入作買取・出作などによつて総耕地は増大の一途を辿つたが、その間に分家もその数を増し、全般的にみれば下層ほど耕地は極度に零細化していつた。この零細戸数増加の背景をなすのは、農業外雇傭機会の著しい閉塞と現金収入源としてリンゴ生産が農民に与えた吸引力の大きいとであり、またかかる事情を背景として上層農家の労働力も確保され得たのであつた。そのかぎりでは下層農民の土地要求は大きい。けれども村の農地委員會議事録にも記載されているように、かれらは、「猫額大ノ寸土ヲ墨守シ耕作シテ居ル状態」であつて「故ニ自作農創設特別措置法第一六条ノ自作農トシテ農業ニ精進スル見込アルモノトハ認メ難ク」（昭和二年第一四回委員會）、それゆえにしばしば農地改革の「恩恵」にも浴し得なかつたのである。ここにかれらが再三再四にわたつて国有地解放の要求をつづける必然的なモメントがある。この点からするならば、今次の農地改革は二重のいみでこれら当部落の下層農民の状態にふれるところがなかつた。すなわち、一方では自作農創設に終始した農地改革は農業生産の基本的条件を規定するものとしての土地独占を解放することなく、したがつてまたそれと離れがたく結合している労働関係の改革——農地改革たり得なかつた。他方では、農地改革の規定する限定的な所有権のもとですら「自作農」たるの資格——したがつて新たな土地取得の可能性——は農地委員会の恣意によつてきわめて限定されてしまつた点においてである。むしろ、農地改革が戦前からの自作農創設政策の延長線上に立つていたとするならば、このように自作化が典型的に（それだけにまたすぐれて地主的に）進展していた地域においては、農地改革はたんに存在する事実の容認にすぎなかつたといつてよいであらう。⁽⁵⁵⁾

註(49) リヤシチエンコ『農業経済学』直井武夫訳(下)、一七〇頁。

(50) 青森県リンゴ加工量は、その総生産量の〇・〇六%にすぎない(昭和二十七年産)。大半が生果として流通・消費に入るのであつて、ここでは加工資本よりも商業資本の問題が大きい。

(51) かかる土地獨占についての綿谷氏の指摘をみよ。近代以前の土地所有は、土地それ自体の事実支配に原生的生産力の獨占として把握されている。「より広い土地面積の耕作は、なんらの反対義務をとまなうことなく、かれらに無償の超過利得をもたらす」。だが、土地所有をこのように即目的に規定するだけでは十分ではないように思われる。本稿で指摘するように零細な不完全自立の農民を單純に労働者としてではなく農民として掌握し、しかもその労働力を收取すること、いかにえればこれらとの対抗・保護の關係を通じてこそかかる超過利得と土地獨占とが維持・機能できる点——近代以前の土地所有の社会的關係としての、実体的機能の場面——を強調すべきではないだろうか。

西山氏のばあいにはこの点より明確であり、「封建的關係の基底」を(一)小生産(二)土地獨占の同時存在に求められ、「そこから起生する封建的生産關係(土地關係乃至賃金關係)が直接生産者(労働力)を照応的な種々な封建的身分に染めなす……」とされている。ただ、ここでは生産關係の「基底」というばあいにも、(一)の同時存在というだけではなく、また「封建的身分に染めなす」という一方的派生關係としてではなく、媒介環をも含めた全規定が与えられなければ「対抗」が生きて作用するものとしては理解されなくなるのではないだろうか。(綿谷起夫「日本農業における中農層の形成(上)」——『農業総合研究』五卷二号。西山武一「農地改革と資本、地主及び農民」——『同誌』六卷四号。)

(52) 調査地農協は昭和二十六年度県下の優秀農協の一つとして表彰された。生産物の優秀性と協組の結合の顯著さによつてである。上層農家の生産物は、その商品分化の方向を「大果良品」に求めている。その意味するところは、一方では「市場」(商人)依存的な方向であり、他方では手労働体系に制約された、その集約化の極致としての方

第 27 表 団 体 組 織 の 構 成

管 地 協 農 青 年 農 事 リ ン ゴ 園 ち 用 合 戸 数	営 狭 別 役 員 研 究 会 員 電 化 組 員 施 中 員 設 組 員	2 町 以 上	2 ~ 1 町	1 ~ 0.5 町	0.5 町 未 滿	計
5 名	4 名	10 戸	20	7	1	37
5	14	11	3	1	22	125
1	1					
10	20					

第28表 (A) 買収および物納地主の所有規模と経営規模との関係 (在村個人地主 千年村)

商業的農業展開の諸条件

所有面積 経営面積	改 革 前 (昭20.11.23)							
	不耕作	5反 未滿	5反 1町	1町 2町	2町 3町	3町 5町	5町 以上	計
改革前 (昭20.11.23)	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
1町 未滿	—	7	10	5	—	—	—	22
1町~3町	—	—	5	37	9	—	—	51
3町~5町	—	—	2	9	5	3	—	19
5町~10町	—	—	—	2	2	2	—	6
10町~50町	—	—	—	—	1	—	—	1
50町 以上	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	7	17	53	17	5	—	99

所有面積 経営面積	現 在 (昭25.8.1)							
	不耕作	5反 未滿	5反 1町	1町 2町	2町 3町	3町 5町	5町 以上	計
改革前 (昭20.11.23)	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
1町 未滿	—	5	12	5	—	—	—	22
1町~3町	—	—	5	34	12	—	—	51
3町~5町	—	—	—	8	6	5	—	19
5町~10町	—	—	—	2	3	1	—	6
10町~50町	—	—	—	—	1	—	—	1
50町 以上	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	5	17	49	22	6	—	99

向であると規定してよいだろう。産地価格が東京市場価格に一定のタイム・ラグをもつて変動していることは右の第一点をうらずける一つの事実であらう。

(B) 農地を買収された地主の戸数 (千年村)

区 分	買収された面積 (物納を含む)							
	5反 未滿	5反 1町	1町 3町	3町 5町	5町 10町	10町 50町	50町 以上	計
個人地主	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
在村	67	16	12	3	—	1	—	99
不在	63	26	21	4	3	—	—	117
法人地主	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
在村	—	1	1	—	1	2	1	6
不在	1	—	1	—	—	—	—	2

『農地等開放実況調査』 (昭28.8.1) による。

(53) 「一野渡青年農事研究会」は事実上、協組の実行(下部)組織としての性格が強い。所屬員また一町以上層に偏っている。

「電化組合」は東京の丁青果市場よりの一時融資によつてリンゴ園共同防除施設の設置利用を目的とするが、受益面積は約二〇町でその限定的な性格は一層著しい。(第27表をみよ。)

(54) 「住民の可動性なくしては……その自覺と主動性との發展はとうてい問題にならぬ」(前掲、レーニン『發展』(中)、一〇一頁)。また同書(下)第八章六をも参照。

(55) 土地獨占は農地改革によつて緩和されなかつたばかりではなく、周知のように地主の改革前の経営の溫存、さらには土地取上げを通じて強化されさえもした。第28表Aをみられたい。これは調査部落をふくむ千年村の買収および物納地主の動向を示している。この表について改革前の所有と経営の關係をみると、不耕作は一戸もなく、一町以上所有で一町以上の経営は七〇戸を占めている。これが二五年に至つても経営には大勢としての変化はなく、むしろ表から判斷されるだけでも経営地を擴大した地主が八戸を数え、減少は一戸にすぎない。ところで「措置法」の三条一項の2号面積(小作地の保有有限度)はこの村では一町三反、3号面積(自作地と小作地の合計所有有限度)は三町八反であるから、自作地主のばあいには、最大限の保有をのこしてなお二町五反の経営を維持することが可能である。同表Bについてみれば、買収・物納面積五反未満が六七戸を占めているが、これは貸付地の零細性を示すものであるよりもむしろ出血の少さを物語っている。農地改革に關係した九九戸の在村個人地主のうちですら、約七割弱はほとんどさしたる出血もなく改革を通過したのである。